

共生・安心

共生する社会を実現し、
安心して暮らせるまち

政策	施策	政策名・施策名
政策6	施策8	第1章 地域コミュニティの活性化
政策7	—	第2章 人権尊重社会の形成
—	施策9	・第1節 人権教育・啓発の推進
—	施策10	・第2節 男女共同参画社会の実現
政策8	—	第3章 社会福祉の充実
—	施策11	・第1節 地域福祉の推進
—	施策12	・第2節 高齢者福祉の充実
—	施策13	・第3節 障がい者（児）福祉の充実
—	施策14	・第4節 社会保障制度の充実
政策9	—	第4章 健康の増進と医療体制の充実
—	施策15	・第1節 健康づくりの推進
—	施策16	・第2節 地域医療体制の充実
—	施策17	・第3節 清潔で安全な生活環境の確立
政策10	—	第5章 防災・減災力の向上
—	施策18	・第1節 防災・減災・危機管理体制の確立
—	施策19	・第2節 流域全体の関係者で行う災害対策等の推進
政策11	—	第6章 安全・安心な暮らしの確保
—	施策20	・第1節 消防・救急体制の充実
—	施策21	・第2節 交通安全対策の推進
—	施策22	・第3節 犯罪のないまちづくりの推進
—	施策23	・第4節 健全な消費生活の実現

〈施策8〉



地域コミュニティの活性化

目指す姿

- ◎ 市民主体のまちづくり※¹が進み、地域コミュニティ※²の活性化が図られ、市民一人ひとりが誇れる地域共生社会が実現している。

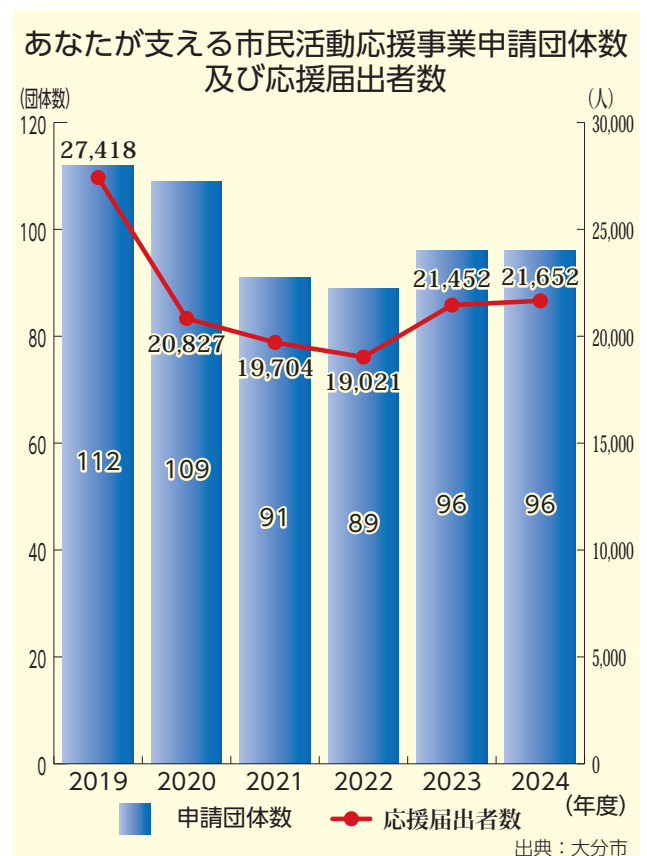
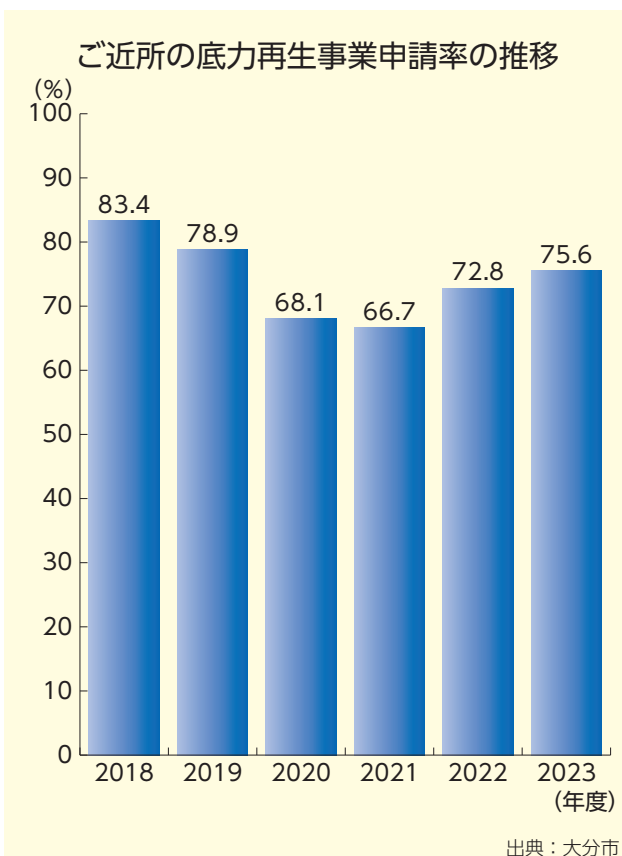
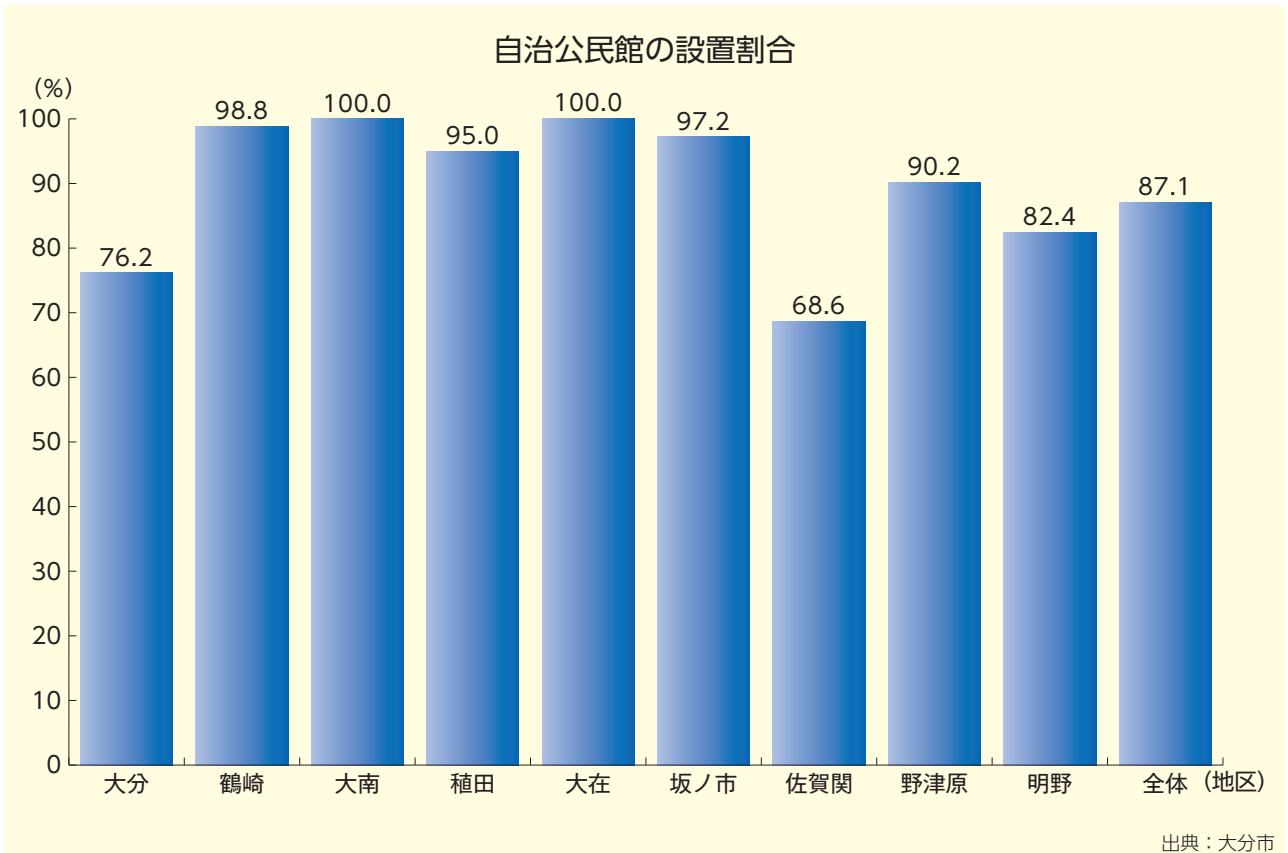
▶ 現 状

- 1 地域社会は、住民同士がお互いに支え合い、地域の秩序を保つだけでなく、こどもの見守りや世代間交流など、市民一人ひとりが豊かな生活を送ることに大きな役割を担っています。
- 2 人口減少社会の到来に伴い、住民が支え合う地域社会の機能の低下や人間関係の希薄化などにより、犯罪抑止力や防災力の低下など、地域における安全・安心の確保が危ぶまれています。
- 3 本市では、市民との協働により地域コミュニティの活性化に取り組むなかで、市民主体の地域活動が行われ、地域力が向上してきていますが、活動の担い手不足が課題の地域もあります。

▶ 今後の課題

- 1 地域の課題を解決していくためには、地域課題の解決策を住民が主体的に考え行動する、市民が主体となった自主・自立のまちづくりを推進していくことが重要です。
- 2 市民との協働※³により地域づくり活動を推進するなかで、地域を担う人材の育成・確保に取り組むとともに、地域の活力と魅力を最大限に引き出し、地域コミュニティをさらに活性化させていくことが重要です。

▶ 関連データ



▶ 主な取組

① 地域コミュニティ活動の促進

- ・市民等と行政が一体となって「自分たちのまちは自分たちでつくる」という気運を高めます。
- ・市全域をはじめ地区・校区・自治区などさまざまな単位で行う世代間交流・環境美化・地域文化の継承などの、市民の主体的な地域づくり活動を促進します。
- ・地域の課題を自主・自立的に解決する組織として、おおむね小学校区におけるまちづくり推進組織の設立を促進し、その活動の支援に努めます。
- ・地域コミュニティ活動に役立つ情報を充実させ、正確で分かりやすい情報提供に努めます。
- ・地域のさまざまな団体やボランティア団体、NPO 法人等の活動を支援するとともに、団体間の連携を促進します。
- ・自治会等の相互の緊密な連携を促進し、さらにデジタルを活用した自治会活動の円滑な運営を図るなど、自治会連合組織の支援や相談体制の充実に努めます。



地域まちづくり活性化事業

② 地域を担う人材の育成・確保

- ・地域が活性化するように地域を担う人材の育成とその人材の連携強化を支援します。
- ・市外から地域活性化に意欲のある人材を誘致し、これまでにない新たな視点による地域おこしの推進と地域を担う人材の確保に努めます。

③ 地域コミュニティ活動の場の整備

- ・支所、地区公民館等が地域コミュニティ活動の場として活用されるよう、機能の充実を図ります。
- ・地域コミュニティ活動の場として学校施設をはじめとする公共施設の有効活用を図るとともに、空き家等を活用できるよう必要な支援を行います。
- ・市民にとって最も身近なコミュニティ施設である校区公民館・自治公民館等における機能充実を支援します。

④ 地域愛護意識の高揚

- ・公園愛護活動や街路の緑化・美化活動など地域の取組を支援することで、地域へ愛着を持ち、住みよいまちづくりに住民自ら取り組む意識を高めます。

▶ 目標設定

指標名	指標の考え方	現状値	目標値
おおむね小学校区単位 で取り組むまちづくり 推進組織の数	①指標の内容 まちづくり協議会の数 ②指標の考え方 地域の課題が複雑化するなかで、自治会や各種活動団体等の連携・協力により課題解決とさらなる地域の活性化を目指していくため、設立の促進が必要であるため	23校区 (2023年度実績)	35校区 (2029年度見込)
「市民主体によるまちづくりが行われている」と感じる市民の割合 (市民意識調査)	①指標の内容 市民意識調査において「市民主体によるまちづくりが行われている」と感じる市民の割合 ②指標の考え方 市民、議会及び市長等が各々の役割分担のもと、手を取り合って共通の課題解決に取り組むことは市民主体のまちづくりの基本理念であるため	27.0% (2024年度実績)	50.0% (2029年度見込)

関連計画 ▶ 『大分市若者活躍推進プラン』

用語解説

※1 市民主体のまちづくり

市民がそれぞれの立場でまちづくりに参画し、主体的な役割を果たすことで発展していくまちづくりであり、ひいては住民自治の確立へとつながっていくもの。

※2 地域コミュニティ

一定の地域において、その地域の発展を目指し、あるいは、地域の課題を解決するという共通の意識のもとに、協力し、助け合いながら自主的・自発的に活動する人々の集団。自治会やこども会、地域活動団体など地域に居住する人々によって組織される団体、地域の発展や課題解決のための活動を行う限りにおいては、NPO、ボランティア団体なども含む。

※3 協働

市民と行政が各々の役割分担のもと、手を取り合って共通の課題解決に取り組むこと。

〈施策9〉



第1節 人権教育・啓発の推進

目指す姿

- ◎ 人権尊重社会の形成に向け、一人ひとりが人権を尊重し合い、生きる喜びを実感できる地域共生社会が実現している。

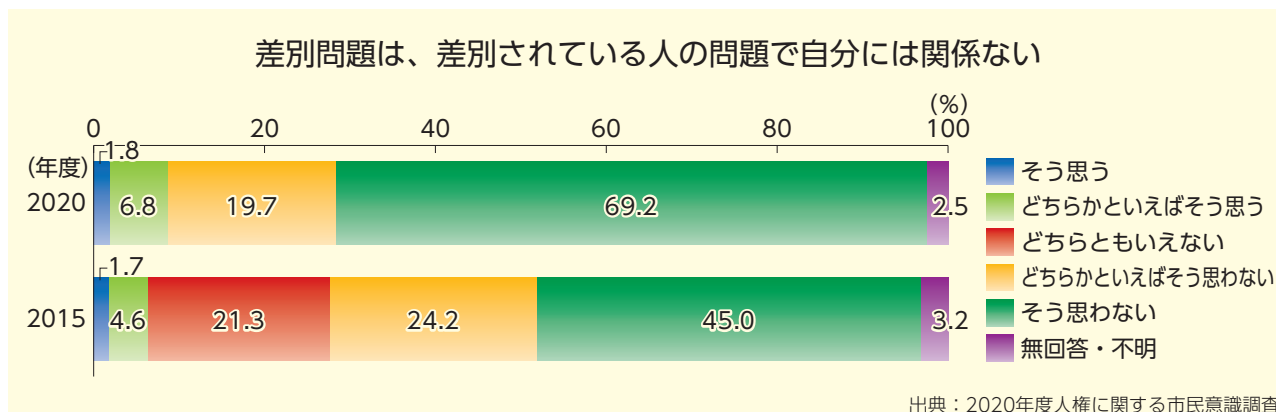
▶ 現 状

- 1 同和問題（部落差別）、女性、こども、高齢者、障がい者、外国人、HIV感染者・ハンセン病回復者等、性的マイノリティやその他あらゆる人権問題について、依然として未解決のまま存在しており、国際化、高齢化、少子化等の社会情勢の変化に伴い、新たな問題も生じています。
- 2 近年では、インターネットの匿名性を悪用した人権侵害に加え、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動であるヘイトスピーチなど、人権侵害の手法が複雑・多様化しています。
- 3 お互いの個性や違いを理解する人権尊重意識について、まだ市民一人ひとりに浸透していないことが、市民意識調査等で確認できています。

▶ 今後の課題

- 1 市民と行政が一体となって、家庭・地域・学校・職場等あらゆる場において、人権教育・啓発を推進し、市民一人ひとりの人権意識の普及、高揚に努めることが必要です。
- 2 部落差別解消推進法・障害者差別解消法・ヘイトスピーチ解消法の施行を受け、「国及び地方公共団体の責務」「相談体制の充実」「教育及び啓発」等について定められており、部落差別・障がい者差別・外国人差別の解消に向けた事業の実施が必要です。
- 3 インターネットやSNS上における誹謗中傷などが、複雑・多様化する人権問題について、より効果的な人権教育・啓発が必要です。
- 4 あらゆる人権問題について、解決・救済に向けた相談体制の構築、啓発活動の充実が求められています。

▶ 関連データ



▶ 主な取組

① あらゆる場での人権教育と啓発の推進

- ・ 自然体験や社会体験等豊かな体験活動を通じて幼児・児童・生徒の人権尊重意識の醸成に努めます。
- ・ 市民の主体的な取組を促すため、地域や各種企業団体等のニーズに対応した多様な学習機会の提供に努めます。
- ・ 人権に関わりの深い特定の職業※¹に従事する者に対する人権教育・啓発の推進に努めます。

② 効果的な人権教育と啓発の推進

- ・ 市民の人権意識、学習ニーズの把握や講師・指導者の人材育成と活用、教材等の開発・整備に努めます。
- ・ 受け手の立場に立った情報提供に留意するとともに、市民の関心を高めるように、市ホームページ・市報等を活用し広く市民に対して、多くの人権関連情報の提供に努めます。
- ・ 国・県・地域・民間事業者との連携促進を図り、人権教育・啓発の推進に必要な情報共有に努めるとともに、人権の救済に向けた相談・支援体制の充実を図ります。

③ 分野別課題への対応

- ・ 多様性の尊重が求められるなか、同和問題（部落差別）、女性、こども、高齢者、障がい者、外国人、HIV感染者・ハンセン病回復者等、性的マイノリティやその他あらゆる人権問題について、課題の解決に向けた教育及び啓発、相談体制の充実等に関する諸施策の充実を図ります。



ヒューレおおいた特別展示

▶ 目標設定

指標名	指標の考え方	現状値	目標値
人権啓発センター (ヒューレおおいた) 利用者数	①指標の内容 人権啓発センター（ヒューレおおいた）の事業参加者・観覧者等の利用者数 ②指標の考え方 効果的な人権啓発事業の実施により、利用者数が増え、結果として市民の人権意識の向上が図れるため	37,320人 (2023年度実績)	56,000人 (2029年度見込)
「講演会参加者の『今後に活かせる』と感じた割合」	①指標の内容 各講演会・研修等の参加者にアンケートにて「今後に活かせる」と感じた割合 ②指標の考え方 人権に関する講演会や研修等に参加した人が自身の人権意識の高まりを実感することで互いの人権を尊重し生きる喜びを実感できる地域共生社会の実現につながるため	— (2025年度開始)	90.0% (2029年度見込)

関連計画 ▶ 『大分市人権教育・啓発基本計画』

用語解説

※1 人権に関わりの深い特定の職業

市職員、教職員等、医療関係者、福祉保健関係者、マスメディア関係者のこと。

〈施策10〉



第2節 男女共同参画社会の実現

目指す姿

- ◎ 男女が互いにその人権を尊重しつつ、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会^{※1}が実現している。

▶ 現 状

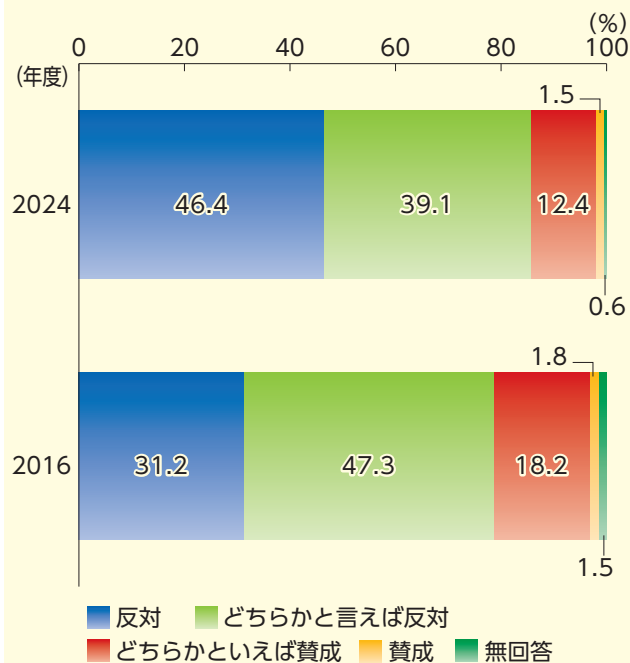
- 1 近年、家族のあり方をはじめ、就労形態、価値観の多様化など、ライフスタイルは大きく変化しています。
- 2 男女の性別による固定的な役割分担意識^{※2}やアンコンシャス・バイアス（無意識の偏見・思い込み）^{※3}の解消は進んできていますが、生活する上で男女平等であると感じている人は少ない状況となっています。

▶ 今後の課題

- 1 人権尊重・男女平等の観点から、すべての人がその個性と能力を十分発揮し、お互いに認め合い、責任を担い合っていける豊かな社会づくりを進めていく必要があります。
- 2 市の拠点施設である大分市男女共同参画センター（たびねす）を核に、登録団体、企業、関係機関等と連携し、家庭、地域、学校及び職場へのさらなる教育と各種啓発を進めていく必要があります。
- 3 あらゆる分野で男女がともに活躍できる社会の実現や、配偶者等からの暴力の根絶など重要な課題を解決するため、啓発を進めていく必要があります。

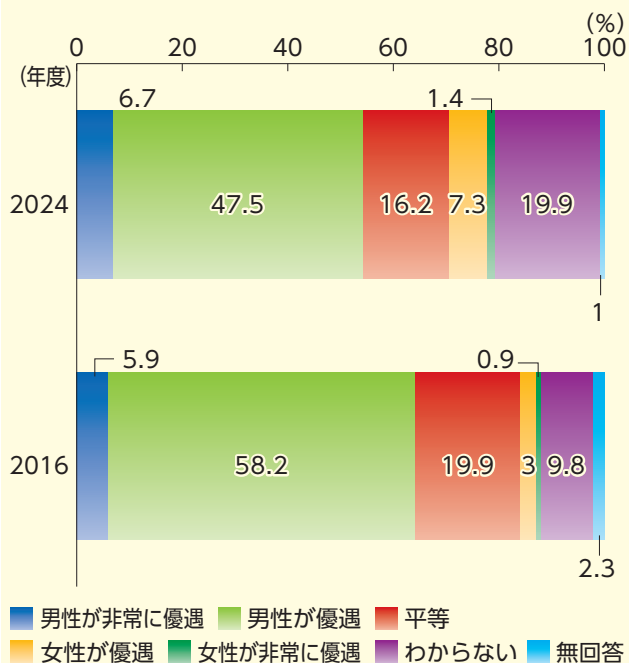
▶ 関連データ

「男は仕事、女は家庭」などの性別による固定した考えに対する賛否の割合



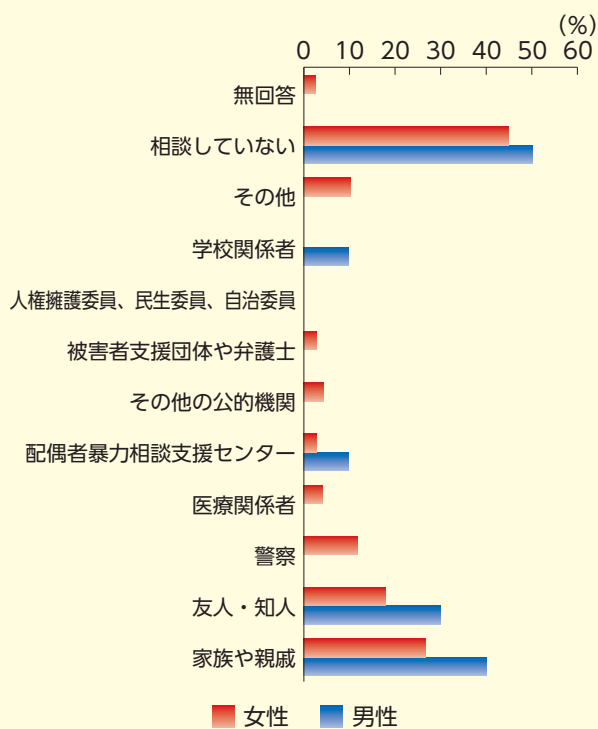
出典：大分市

社会全体を通して、男女の意識や地位は平等になっていると思う人の割合



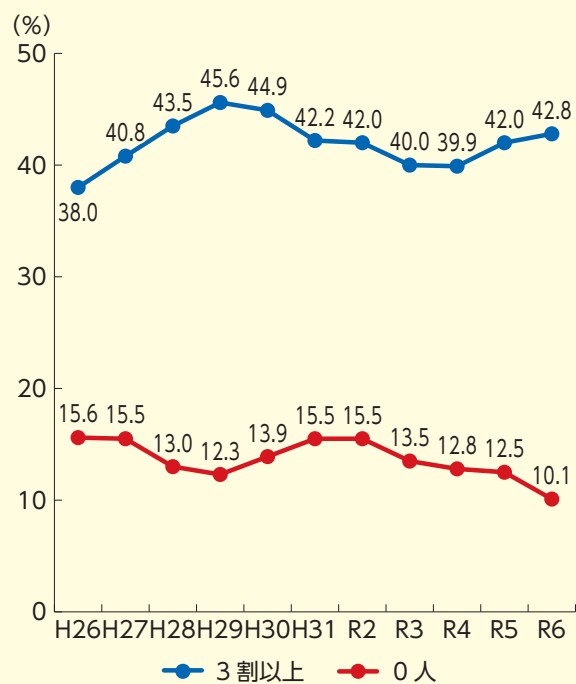
出典：大分市

DVを受けた後の相談先



出典：令和2年度 男女共同参画に関する市民意識調査

女性委員3割以上・0人の委員会等の割合推移



(H26～28は1月1日、H29は4月1日、H30以降は3月31日現在)

出典：大分市

▶ 主な取組

① 男女共同参画社会に向けた意識づくり

- ・「固定的性別役割分担意識」や「アンコンシャス・バイアス（無意識の偏見・思い込み）」の解消など、意識改革のための周知・啓発活動に努めます。
- ・人権尊重への理解を深め、ハラスメントやいじめをなくすための教育・学習の充実に努めます。

② あらゆる分野における男女の活躍

- ・女性がその能力を十分に発揮することができるよう、女性の経済的自立などエンパワーメント※⁴につながる取組を進めます。
- ・男女がともに家事・育児・介護・地域活動へ参画することへの理解を深めるための啓発活動に努めます。

③ 男女が安心できる生活の確保

- ・男女がお互いの身体的性差を理解し合い、男女平等の観点から生命の尊厳や性に関する理解を深めるための啓発活動に努めます。
- ・性暴力被害の防止、妊娠・出産期における女性の健康支援、女性の貧困等への対策について取組を進めます。

④ 配偶者等からの暴力の根絶

- ・DV※⁵について正しく理解し、身近な問題としてとらえることができるよう啓発活動に努めます。
- ・被害者が早い段階で相談できるよう、相談窓口の周知、相談体制の充実に努めます。



家庭における家事分担についてのシール貼りの様子

▶ 目標設定

指標名	指標の考え方	現状値	目標値
固定的な性別役割分担意識に反対する人の割合	①指標の内容 「男は仕事、女は家庭」などのように、男性女性という性別を理由として役割を固定的に分ける考え方に反対する人の割合 ②指標の考え方 固定的性別役割分担意識が要因で、生きづらいと感じる社会は、男女が社会の対等な構成員であり、人権が尊重された社会とはいえないため	86.3% (2023年度実績)	100% (2029年度見込)
女性委員の構成比率が3割以上である委員会等（※）の割合	①指標の内容 職場・地域活動の場において、女性を積極的に採用・登用し、政策や方針の決定を行う際に意見を求める委員会等（※）の女性委員の構成比率が3割以上の委員会等（※）の割合 ②指標の考え方 あらゆる分野における男女の活躍は、男女共同参画社会のあるべき姿であり、そのためには男女双方の意見や考えがバランスよく反映されるようにしなければならないため ※「委員会等」とは、大分市が政策や方針の決定を行う際に意見を求める機関のこと。	42.8% (2023年度実績)	50%以上 (2029年度見込)

関連計画 ▶ 『大分市男女共同参画基本計画（第4次おおいた男女共同参画推進プラン）』

用語解説

※1 男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のこと。

※2 男女の性別による固定的な役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

※3 アンコンシャス・バイアス

誰もが潜在的に持っている思い込みのこと。育つ環境、所属する集団の中で無意識のうちに脳にきざみこまれ、既成概念、固定観念となっていく。

※4 エンパワースメント

力をつけることを意味し、女性のエンパワースメントは、女性が自分自身の生活と人生を決定する権利と能力を持ち、さまざまなレベルの意思決定過程に参画し、社会的・経済的・政治的な状況を変えていく力を持つことを意味する。

※5 DV

Domestic Violenceの略。日本では「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振られる暴力」という意味で使用されることが多い。

【政策8】 第3章 社会福祉の充実

〈施策11〉



第1節 地域福祉の推進

目指す姿

- ◎ お互いが支え合い、助け合うことにより、安心していきいきと生活できる、みんなが
つながる地域共生社会※1が実現している。

▶ 現 状

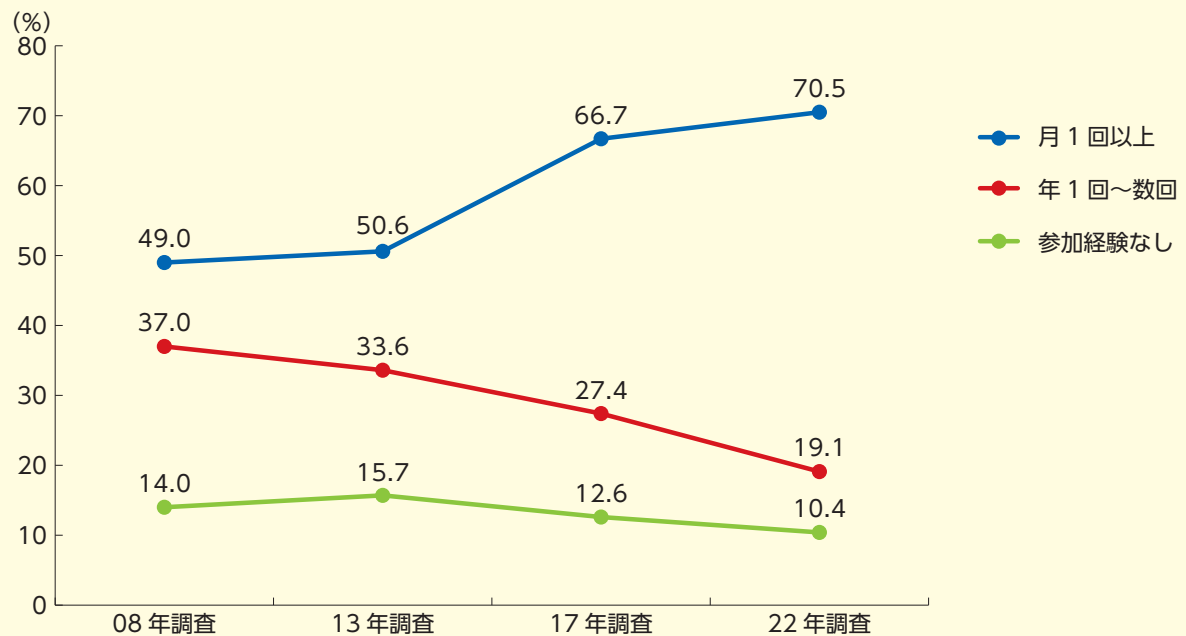
- 1 高齢化や人口減少が進み、社会構造が大きく変化しているなか、地域社会の担い手不足のほか、地域コミュニティの希薄化に伴う、地域における支え合いの機能低下が懸念されます。
- 2 親の介護と子育てを同時に担うダブルケア、高齢の親と働いていない独身の50代のこどもが同居している世帯（8050問題）など、個人や世帯が抱える課題が複雑化、多様化しています。

▶ 今後の課題

- 1 地域社会の担い手づくりのため、幅広い世代の市民に対して、地域活動の重要性を理解するための意識の醸成や啓発に取り組むとともに、地域福祉を推進する人材の養成が求められています。
- 2 地域福祉を推進するために、様々な団体との連携を促進するとともに、地域や身近な市民が相互に支え合い、助け合うことのできる交流の場づくりが求められています。
- 3 複雑化・複合化した課題を抱える個人や世帯に対する支援や「制度の狭間」の問題など、既存の制度による解決が困難な課題に対する取組が求められています。

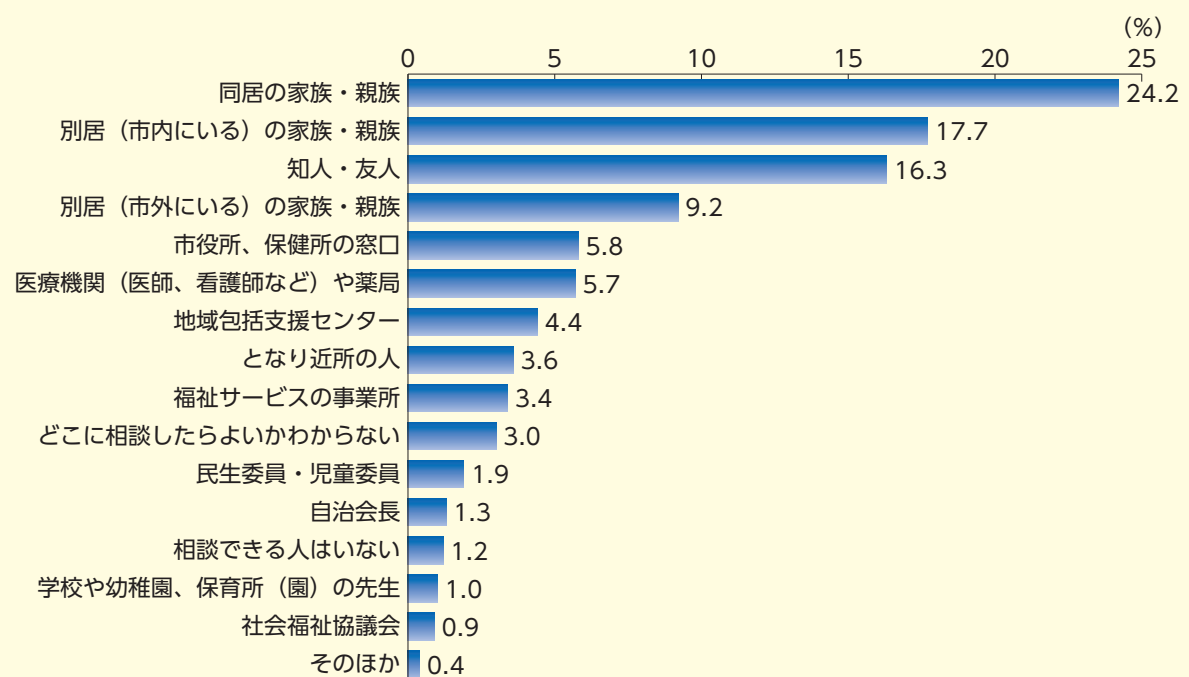
▶ 関連データ

最近一年間の地域活動への参加頻度



出典：地域の暮らしと福祉に関する大分市民意識調査

困ったときの相談先



出典：地域の暮らしと福祉に関する大分市民意識調査

▶ 主な取組

① お互いに支え合うひとづくり

- ・ 市民の福祉活動への意識の醸成や理解を深めることで、地域福祉活動への参加を推進します。
- ・ 地域福祉に関する学びの機会の充実を図るため、地域福祉に関する指導者等の養成講座や市民に対する研修、啓発講座などを実施します。

② 地域で支え合う場づくり

- ・ 日々の暮らしにおける支え合い活動の促進や仲間づくりのための交流の場づくりを通じて、市民の交流活動を促進します。
- ・ 大分市社会福祉協議会※²や民生委員・児童委員※³、自治会などと連携を図りながら、市民が地域活動に参加しやすい環境を整えます。

③ 誰もが安心して暮らすための体制づくり

- ・ 分かりやすい情報提供や、必要な支援が届いていない人への訪問支援をはじめとした相談体制を充実させることで、困りごとをキャッチしやすい環境づくりに努めます。
- ・ 包括的な支援体制※⁴の強化のため、高齢・障がい・こども・生活困窮といった分野を超えて連携し、複雑化・複合化した課題に対応する体制を整えます。



「民生委員・児童委員の日」記念集会

▶ 目標設定

指標名	指標の考え方	現状値	目標値
「地域福祉の推進」の施策に関する市民の満足度 (市民意識調査)	①指標の内容 市民意識調査における「地域福祉の推進」の施策に関する市民の満足度 ②指標の考え方 住み慣れた地域で生活しやすい環境が整っているか、客観的に測ることができるため	2.95点／5点 (2024年度実績)	3.10点／5点 (2029年度見込)
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業※ ⁵ の相談受付件数	①指標の内容 必要な支援が届いていない人の情報を把握し、訪問などの対応をした件数 ②指標の考え方 支援が届いていない方を把握し、早期に適切な相談機関などにつなぐことで、必要な支援に結びつくため。	18件 (2023年9月～2024年3月実績)	500件 (2025～2029年度の累計見込)

関連計画 ▶ 『第5期大分市地域福祉計画・第6次地域福祉活動計画』
『大分市重層的支援体制整備事業実施計画』

用語解説

※1 地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。

※2 大分市社会福祉協議会

社会福祉法第109条に基づき、地域福祉の推進を図ることを目的とする社会福祉法人であり、地域住民やボランティア等と協働した地域福祉活動や福祉サービスを展開している。

※3 民生委員・児童委員

民生委員法及び児童福祉法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された委員。地域の「見守り役」「身近な相談相手」「専門機関へのつなぎ役」として、地域住民の方々が安心して暮らしていくためにさまざまな活動に取り組んでいる。

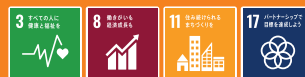
※4 包括的な支援体制

社会福祉法第106条の3に基づき、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制のこと。

※5 アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

支援関係機関との連携や地域住民とのつながりのなかから潜在的な相談者を把握し、本人やその世帯との信頼関係構築に向けた継続的な関わりや働きかけを行うことで、必要な支援を届ける事業。

〈施策12〉



第2節 高齢者福祉の充実

目指す姿

- ◎ 高齢者が、可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことができている。

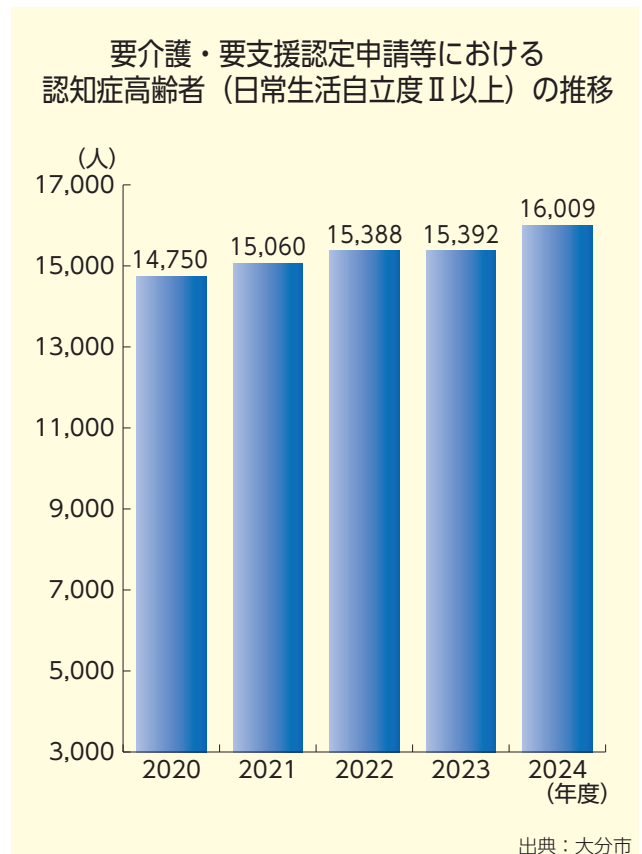
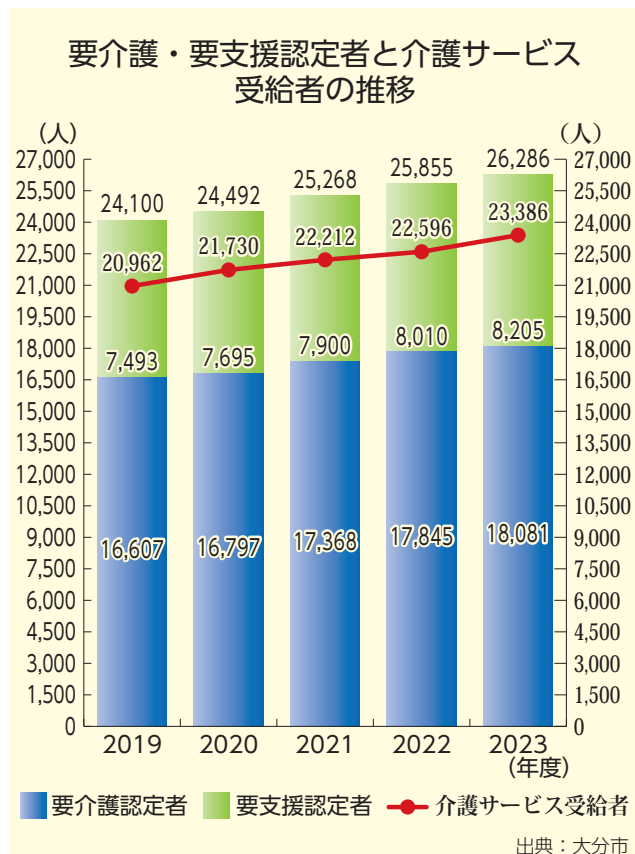
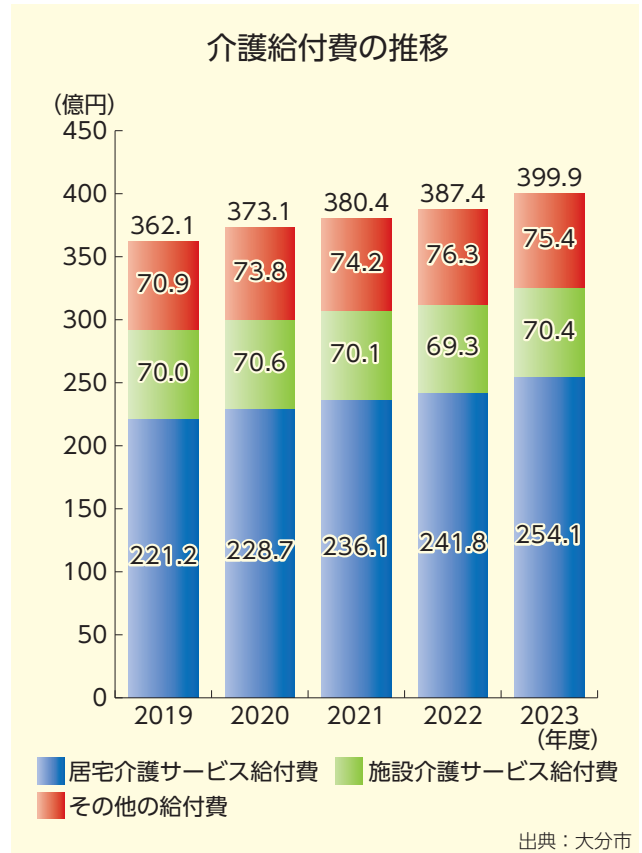
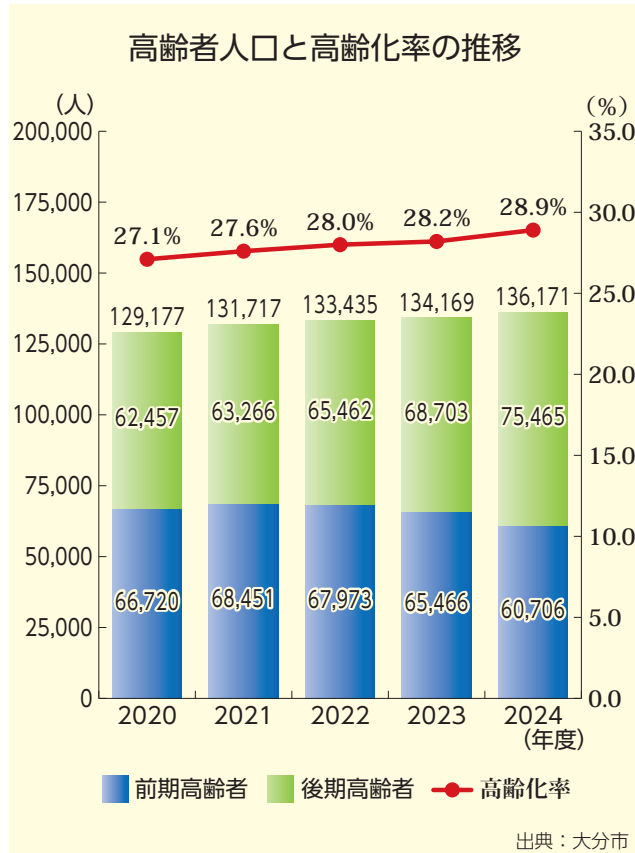
▶ 現 状

- 1 わが国では、65歳以上の高齢者人口は増加し続けており、2023（令和5）年10月1日現在の高齢者人口は3,623万人に達し、総人口に占める高齢者割合（高齢化率）は29.1%となっています。
- 2 今後も増加傾向は続き、2037（令和19）年には国民の約3人に1人が65歳以上の高齢者となり、2043（令和25）年に3,953万人でピークを迎えることが見込まれています。
- 3 本市においても、今後、高齢者人口は増え続けていくことが予想され、高齢化率の上昇とともに、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者世帯、高齢者夫婦世帯が増加することが想定されます。

▶ 今後の課題

- 1 本市における中長期的な人口動態や介護ニーズの見込みなど、将来を見据えた上で、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう「地域包括ケアシステム^{*1}」の深化を着実に進めるとともに、それを支える人材の確保や介護現場における生産性向上等を推進することが必要です。
- 2 認知症高齢者になっても本人の意思が尊重され、安心して暮らし続けることができるための体制整備や正しい知識と理解に基づいた認知症への「備え」が必要です。
- 3 高齢者のみならず、地域住民や地域の多様な主体が参画し、分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく「地域共生社会」の実現も重要です。

▶ 関連データ



▶ 主な取組

① 介護予防と重度化防止の推進

- ・高齢者の生活機能や運動機能を向上させ、日常生活を維持するために、介護予防教室や地域による通いの場の充実を図ります。
- ・保健、医療、介護の多職種が連携することで、自立支援や重度化防止につながる取組を推進します。

② 尊厳ある暮らしを続けるための支援

- ・高齢者が尊厳を持ち、心身の状況や居住環境に応じて、自分らしく安心して生活ができるよう支援します。
- ・認知症になっても希望を持ち、安心して暮らせる社会を目指し、認知症に対する正しい知識と理解を深める取組を推進します。

③ 在宅生活の支援と共に支え合う地域づくり

- ・日常生活上の支援が必要な高齢者が地域で安心して暮らせるために、生活援助などの福祉サービスの充実を図ります。
- ・地域の多様な社会資源を活用して、軽易な生活援助や安否確認等を行い、お互いに支え合う仕組みづくりを支援します。

④ 生きがいづくりの支援と社会参加の促進

- ・高齢者が積極的に地域社会と関わりを持てるよう、レクリエーション、趣味、就労、ボランティア活動などを通じた、生きがいづくりの支援や社会参加の促進に取り組みます。

⑤ サービス基盤の整備と介護保険事業の円滑な運営

- ・介護が必要になった高齢者の多様化するニーズに対応するため、介護老人福祉施設などの施設・居住系サービスと訪問介護・通所介護などの在宅サービスのバランスが取れた整備を行うとともに、介護保険事業の円滑な運営に取り組みます。



パワーアップ教室



認知症講演会

▶ 目標設定

指標名	指標の考え方	現状値	目標値
「高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるために必要なサービスが提供されている」と感じる市民の割合 (市民意識調査)	①指標の内容 市民意識調査において、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるために必要な医療・介護・介護予防などのサービスが提供されていると感じる・少し感じる市民の割合 ②指標の考え方 「必要なサービスが提供されている」と感じる市民意識が本市の高齢者福祉施策に関する取組の成果として、重要であるため	48.2% (2024年度実績)	55.0% (2029年度見込)
人との交流の場に週1回以上参加する高齢者の割合 (市民意識調査)	①指標の内容 地域ふれあいサロン、健康づくり運動教室、老人クラブ、趣味やボランティアのグループ、自治会、仕事など人との交流の場に週1回以上参加している高齢者の割合 ②指標の考え方 人と交流する活動に参加する頻度が増えることにより、閉じこもり予防や生きがいづくりにつながるため	26.4% (2024年度実績)	33.3% (2029年度見込)
認知症サポーター※2数	①指標の内容 認知症サポーター養成講座の受講者数 ②指標の考え方 幅広い年代の地域住民や企業・商店の従業員など多様な主体が養成講座に参加し、認知症サポーターが増えることにより、地域における支え合いのしくみづくりにつながるため	52,530人 (2023年度実績)	64,000人 (2029年度見込)

関連計画 ▶ 『大分市高齢者福祉計画及び第9期大分市介護保険事業計画（おおいた市地域包括ケアシステム推進プラン）』『第2期大分市成年後見制度利用促進基本計画』

用語解説

※1 地域包括ケアシステム

高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、医療や介護の専門職、地域住民、行政が情報を共有し、連携・協力しながら高齢者の生活を地域ぐるみで支える体制のこと。

※2 認知症サポーター

認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする人のこと。

〈施策13〉



第3節 障がい者（児）福祉の充実

目指す姿

- ◎ ノーマライゼーション※¹の理念のもと、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らせる地域共生社会が実現している。

▶ 現 状

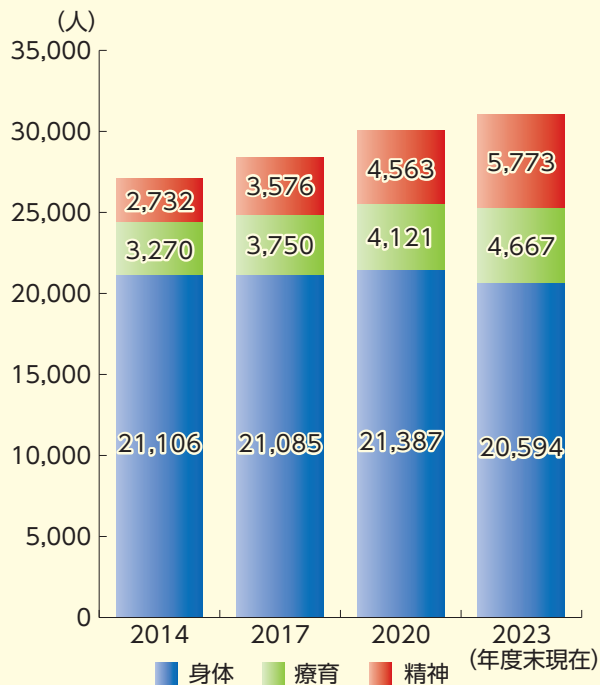
- 1 本市においては、障がいの重度化や障がいのある人の高齢化、それに伴う親亡き後の問題※²等が顕在化するなど、障がいのある人を取り巻く環境が大きく変化しています。
- 2 近年、インターネットを活用した情報の取得、WEB会議への参加や手続きなど、生活の中でICTが果たす役割が年々大きくなるなか、健常者と障がいのある人との間の情報格差が進んでいます。

▶ 今後の課題

- 1 障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、ニーズを的確にとらえ、生涯を通じて切れ目のない、きめ細かなサービスのさらなる充実が求められています。
- 2 障がいのある人の社会参加を進め、地域で充実した生活が送られることが求められています。
また、インターネットを活用した情報提供に努め、健常者と障がいのある人との間の情報格差を是正する必要があります。
- 3 さまざまな環境下にある障がいのある人への包括的な支援体制を構築するため、地域社会や関係機関、国や県、他市町村との連携を図ることが求められています。

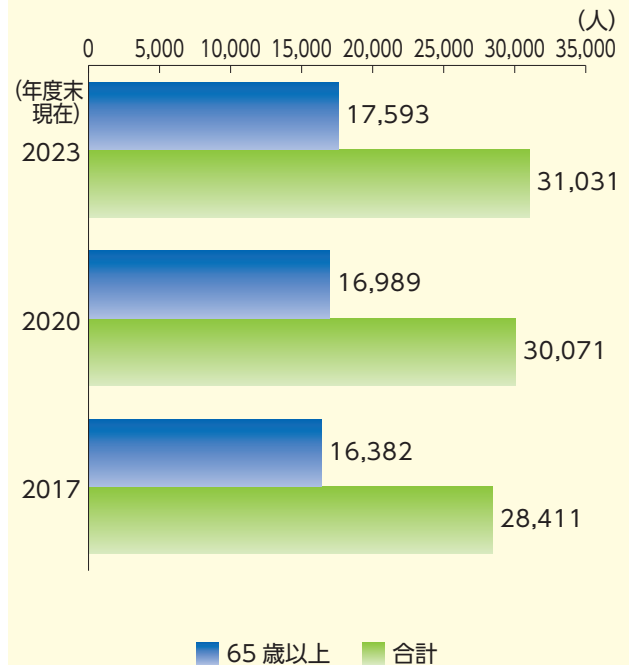
▶ 関連データ

障害者手帳所持者数の推移



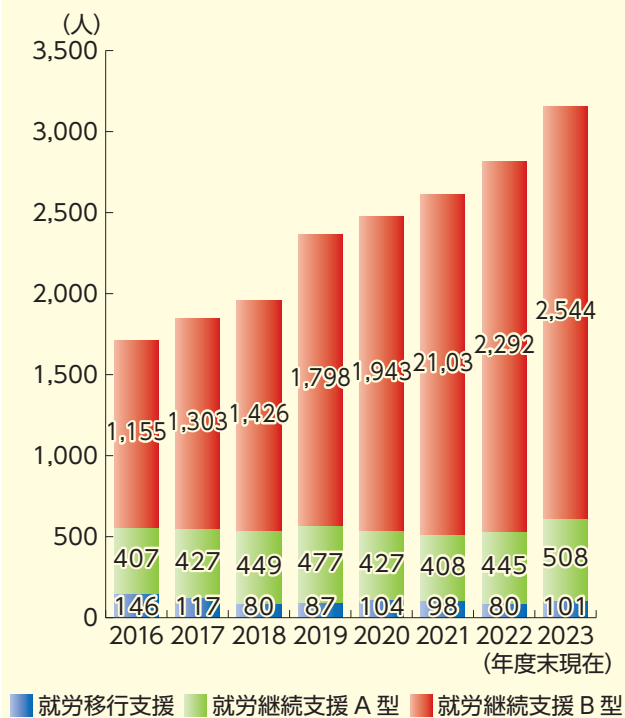
出典：大分市

障害者手帳所持者（65歳以上）



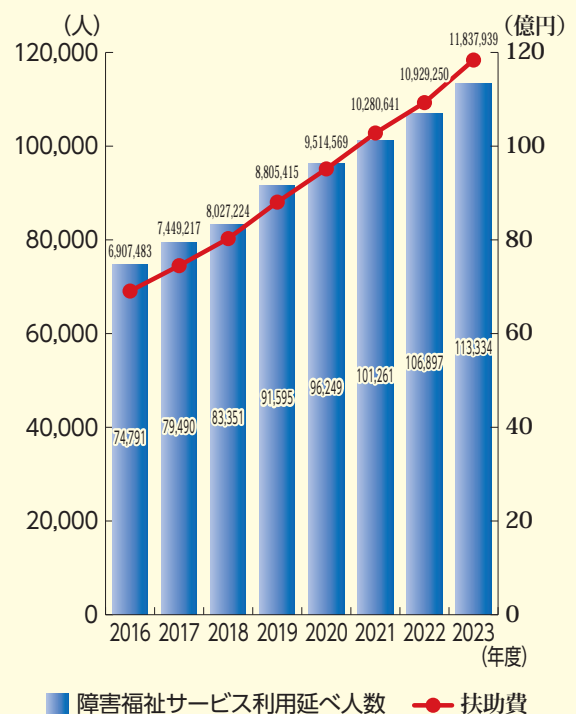
出典：大分市

就労支援サービス利用者数



出典：大分市

介護訓練等給付費事業
(障害福祉サービス利用者延べ人数)



出典：大分市

▶ 主な取組

① 広報・啓発の推進

- ・市報・ホームページ・人権講演会等を通じて、障がいや障がいのある人についての正しい理解を深めるための広報・啓発と、障がい者施策や障がいのある人が利用できる制度についての周知を図ります。
- ・障がいや障がいのある人に対する市民の理解を深めるために、公民館における講座等の充実に努めます。

② 保健・医療体制の充実

- ・健康診査体制を充実させ、発達障がいをはじめとする障がいの早期発見・早期療育に努めるとともに、関係機関相互の連携を図り、巡回療育相談、発達相談や保健指導事業などを通じ、障がいのある子どもとその家族への支援体制の充実に努めます。
- ・障がいのある人の保健・医療・リハビリテーションの充実に努めます。また、難病患者並びに小児慢性特定疾病児童等の支援体制の充実に努めます。



障がい者に関するマーク普及啓発事業

③ 相談支援体制の充実

- ・障がいのある人やその保護者などからのさまざまな相談に対する支援体制の充実に努め、必要な情報提供、支援を行うとともに、関係機関との連絡調整等に努めます。

④ 教育の充実

- ・学校における教育活動全体において、障がいの状態等に応じ、十分な教育が受けられるよう、学校施設のバリアフリー化や教材の充実等の基礎的環境整備と合理的配慮の提供を進めることにより、校内支援体制の充実に努めます。
- ・学校において、社会福祉についての理解を深める指導を行い児童生徒の「福祉の心」をはぐくむとともに、障がいや障がいのある人に対する理解を深めるための交流及び共同学習の充実に努めます。
- ・医療、福祉、保健等の関係機関との連携のもと、障がいのある子どもやその保護者のニーズに早期から対応できる相談支援体制の充実に努めます。

⑤ 雇用・就労の促進

- ・公的施設等での就労の場の確保に配慮しながら、雇用機関との連携を強化し、福祉サイドからの就労支援の強化を図るなど、障がいのある人の職業的自立と雇用の促進に努めます。
- ・障がい者の雇用につながるよう、企業のニーズを把握しながら、幅広い職種への対応ができるよう就労移行支援事業所^{※3}による訓練を促進します。

⑥ 地域生活におけるきめ細かな支援の促進

- ・障がいのある人が地域において安全・安心、かつ、自立した生活を続けられるよう、地域全体で支える体制づくりを推進するとともに、年齢や障がいの種別、程度に応じたさまざまなニーズへのきめ細かなサービスの提供に努めます。
- ・障がいのある人が地域において安心して自立した生活を続けられるよう、グループホーム^{※4}等の施設整備を進めることにより、障がいのある人の地域生活への移行促進に努めます。
- ・公共施設や道路等における段差の解消など、障がいのある人が安全で快適に移動することができるよう総合的な交通対策を推進します。
- ・「改正障害者差別解消法^{※5}」に基づく「合理的配慮^{※6}」の提供義務に係る周知、啓発活動に努めるとともに、バリアフリー等への取組を促進します。
- ・災害発生時の避難等に特に支援を要する障がいのある人の防災対策等を推進します。

⑦ 社会参加の促進

- ・障がいのある人の積極的なイベント参加を図り、より多くの市民との交流に努めます。
- ・障がいのある人の外出時における支援や障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の確保等の合理的な配慮を行うとともに、手話通訳者の人材育成に努めます。
- ・障がいのある人の社会参加や地域での交流を促進し、ゆとりや潤いのある生きがいを持った生活を実現し、個々の能力や趣味に合わせた文化・スポーツ・レクリエーション活動の場の確保に努めます。
- ・姉妹・友好都市及び共生社会ホストタウン^{※7}との交流やスポーツ大会等を通じて、地域共生社会の実現に努めます。

▶ 目標設定

指標名	指標の考え方	現状値	目標値
ヘルプマーク ^{※8} の年間交付件数	①指標の内容 障がい者等が配慮を要することを知らせるヘルプマークの年間交付件数 ②指標の考え方 ヘルプマークの交付件数の多寡は、合理的配慮の提供を義務付けた改正障害者差別解消法の認知度を示すバロメーターであるため	600件 (2023年度実績)	800件 (2029年度見込)
大分市障がい者相談支援センター ^{※9} 相談件数	①指標の内容 相談支援センターの相談対応件数 ②指標の考え方 相談支援は、障がい者等が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送る上で必要な支援の一つであるため	16,360件 (2023年度実績)	20,000件 (2029年度見込)
就労支援サービス年間利用者数 ^{※10}	①指標の内容 就労支援サービスの利用者数 ②指標の考え方 就労支援は、障がい者等が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送る上で、必要な支援の一つであるため	3,191人 (2023年度実績)	3,800人 (2029年度見込)
当事者団体等との年間連携件数	①指標の内容 障害福祉事業に係る意見交換や協議等を通じた当事者団体等との年間連携件数 ②指標の考え方 連携を強化し、ニーズを的確に把握することで、効果的かつ効率的な行政サービスの提供につなげるため	18件 (2023年度実績)	23件 (2029年度見込)
手話通訳者の新規登録者数	①指標の内容 手話通訳者養成講座の受講を促進し、手話通訳者の新規登録者数の増加を図る ②指標の考え方 手話通訳者の確保は、ろう者が住み慣れた地域で生活する上で不可欠であるため	63人 (2023年度末時点 全登録者数)	4人／年 (2029年度見込)

関連計画 ▶ 『第4期大分市障がい者計画』
『第7期大分市障がい福祉計画・第3期大分市障がい児福祉計画』
『第2期大分市バリアフリーマスタープラン』
『第2期大分市成年後見制度利用促進基本計画』

用語解説

※1 ノーマライゼーション

高齢者も若者も、障がいのある人もない人も、すべて人間として普通の生活を送るため、ともに暮らし、ともに生きていける社会こそ「ノーマル」であるという考え方。

※2 親亡き後の問題

親が亡くなった後に、障がいのある子どもが生活を送る上で抱える様々な問題。

※3 就労移行支援事業所

障がいがあり、一般就労を希望する人に対して、働くために必要な知識や能力を身につける職業訓練や実習、また、就職後には職場定着支援を行うための障がい福祉サービスを提供する事業所。

※4 グループホーム

障がいのある方が、夜間や休日、共同生活を営む住まいの場であり、相談や入浴、排せつ、食事の介護その他日常生活上の援助が実施される。

※5 改正障害者差別解消法

共生社会実現のための取組を推進するため、事業者に対し合理的配慮の提供を義務付けるとともに、行政機関相互間の連携の強化を図るほか、障がいを理由とする差別を解消するための支援措置を強化することを内容とする改正。

※6 合理的配慮

障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が示された際に、負担が重すぎない範囲で求められる対応。

※7 共生社会ホストタウン

パラリンピアンとの交流をきっかけに、共生社会の実現のための、ユニバーサルデザインのまちづくり及び心のバリアフリーの取組を実施。

※8 ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、妊娠初期の方、または、高齢者や認知症の方など、外見からは分からなくても「援助」や「配慮」を必要としている方々が携帯し、周囲に「配慮」を要することを知らせるためのもの。

※9 大分市障がい者相談支援センター

障がいのある方やその保護者などからさまざまな相談を受け、必要な支援や情報提供、関係機関への紹介の連絡調整等を行う。

※10 就労支援サービス年間利用者数

就労移行支援・就労継続支援A型（一般企業に雇用されることが困難で、雇用契約に基づく就労が可能な障がいのある人に、生産活動等の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上を図る支援）・就労継続支援B型（一般企業に雇用されることが困難で、雇用契約に基づく就労も困難な障がいのある人に、生産活動等の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上を図る支援）の年間利用者数。

第4節 社会保障制度の充実

目指す姿

- ◎ 医療保険制度や国民年金制度に関する情報が広く理解され、健全な運営により市民が安心して生活できている。
- ◎ 生活が困窮している人や困窮するおそれのある人へ、生活の安定や自立を包括的に支援するための体制が構築されている。

▶ 現 状

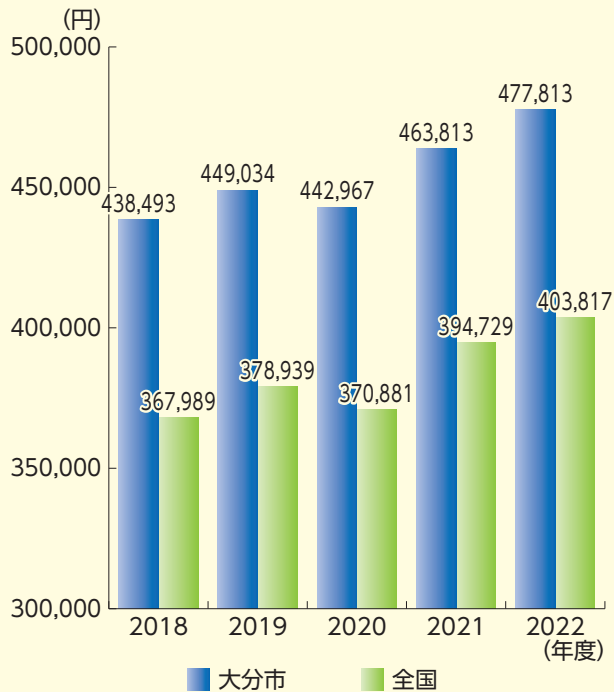
- 1 国民健康保険制度
被保険者の年齢構成が高く、医療費水準が高いことなど構造的な問題を抱えていることから、県と県内18市町村で保険税水準の統一や事務の標準化の取組が進められています。
- 2 後期高齢者医療制度
75歳以上の高齢者などが加入する医療保険であり、給付費の約9割が公費または現役世代からの支援金であることや医療費水準が高くなることから、制度の充実が求められています。
- 3 公的年金制度
世代間扶養の仕組みにより運営され、国民の約3割が受給しています。今後さらなる少子高齢化の進展により、持続可能で安定的な公的年金制度の確立が求められています。
- 4 生活保護制度・生活困窮者自立支援制度
近年、生活保護世帯数はほぼ横ばいで推移しています。法の適正な実施に加えて、要保護者の実態に即した対応に取り組む一方で、生活困窮者^{※1}への適切な自立支援体制の充実を進めています。

▶ 今後の課題

- 1 国民健康保険制度
健康保持と疾病の発症・重症化予防に重点を置いた保健事業に取り組み、一人当たり医療費の上昇を抑制し、国保財政の健全化に努める必要があります。
- 2 生活保護制度・生活困窮者自立支援制度
個々の状況にあわせて就職に向けたさまざまな支援を行う就労支援事業をはじめ、生活保護世帯や生活困窮者世帯の安定した生活の確保及び自立に向けた各種支援の促進が必要となっています。

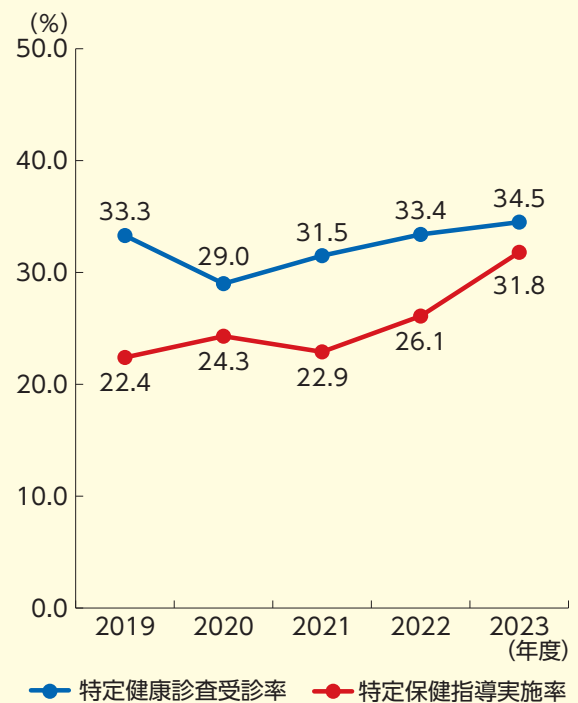
▶ 関連データ

一人当たり医療費の年次推移



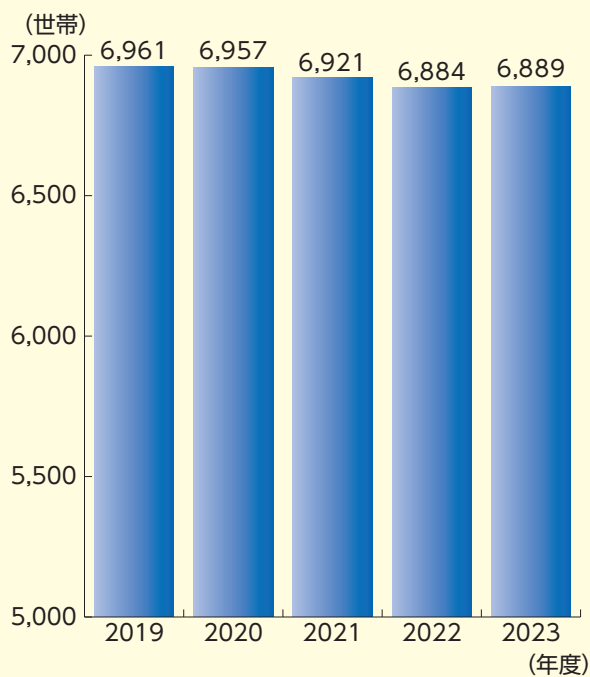
出典：大分市

特定健康診査受診率・特定保健指導実施率



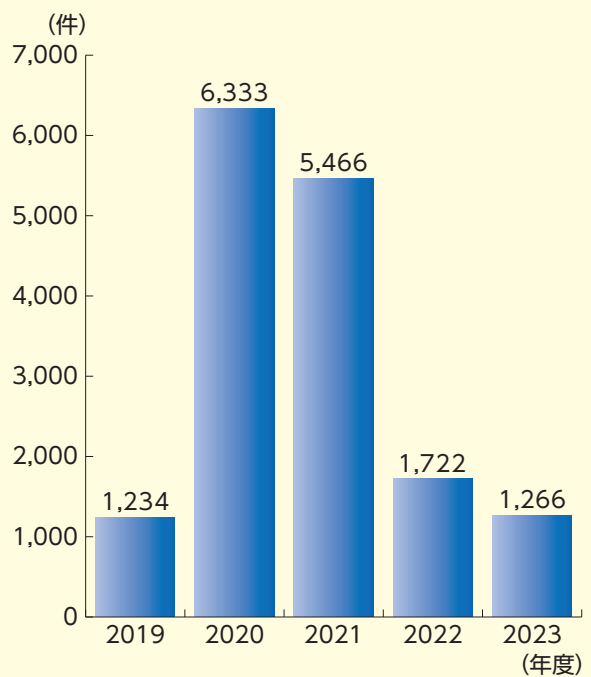
出典：大分市

生活保護世帯数（平均）



出典：大分市

生活困窮者自立相談支援事業新規相談件数



出典：大分市

▶ 主な取組

① 国民健康保険制度の充実

- ・ 特定健康診査※²結果や医療情報を活用し、健康保持と疾病の発症・重症化予防に重点を置いた医療費適正化に努めます。
- ・ 滞納対策を行いながら、収納率の向上と負担の公平性の確保に努めます。
- ・ 県と県内18市町村で連携のうえ保険税水準の統一や事務の標準化に取り組みます。
- ・ 国民健康保険制度の安定的な運営の持続に向け、改善・充実を国や県へ要請します。
- ・ 制度の仕組みや現状等について市民の理解を深めるための啓発活動を推進します。



特定健診風景

② 後期高齢者医療制度の推進

- ・ 運営主体である大分県後期高齢者医療広域連合と連携し、円滑な制度の運営に努めます。
- ・ 制度内容について必要に応じて国や県へ制度改善を要請します。

③ 国民年金制度の推進

- ・ 国民年金制度の周知を図り、未納・未加入による無年金者の防止に努めます。

④ 生活保護実施体制・生活困窮者自立支援体制の充実

- ・ 被保護者個々の実態を踏まえ、必要な相談・助言・指導を行い、生活保護実施体制をより充実させます。
- ・ 生活保護の適正運用に努め、嘱託医、民生委員・児童委員、職業安定所などとの連携を密にし、就労支援など自立の推進に努めます。
- ・ 生活困窮者自立支援制度における支援体制の充実を図ります。

▶ 目標設定

指標名	指標の考え方	現状値	目標値
特定健康診査受診率	①指標の内容 国民健康保険の加入者で40歳以上の被保険者を対象に、メタボリックシンドロームの早期発見及び生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として実施 ②指標の考え方 医療費適正化に向けた重要な取組であるため	34.5% (2023年度実績)	60.0% (2029年度見込)
生活保護受給者就労支援事業により就労を開始した人の数	①指標の内容 被保護者の生活の安定と自立を支援するため、ケースワーカーと就労支援員が連携し、生活保護受給者就労支援事業を利用して、被保護者の求職活動を支援した結果、就労を開始した人の数 ②指標の考え方 生活保護受給者就労支援事業を利用し、ケースワーカーと就労支援員が連携して求職活動を支援することにより、被保護者が就労を開始することで、生活の安定と自立が図れるため	172人 (2023年度実績)	740人 (2025～2029年度の累計見込)

関連計画 ▶ 『第6期大分市国民健康保険事業財政健全化計画』
『第3期大分市保健事業実施計画（データヘルス計画）』

用語解説

※1 生活困窮者

現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人。

※2 特定健康診査

40～74歳の加入者を対象として行われるメタボリックシンドロームに着目した生活習慣病予防のための健診。

【政策9】

第4章 健康の増進と医療体制の充実

〈施策15〉



第1節 健康づくりの推進

目指す姿

- ◎ 健康への意識を高め主体的に健康づくりに取り組める環境が整備され、市民一人ひとりが健康で心豊かに過ごすことができる。

▶ 現 状

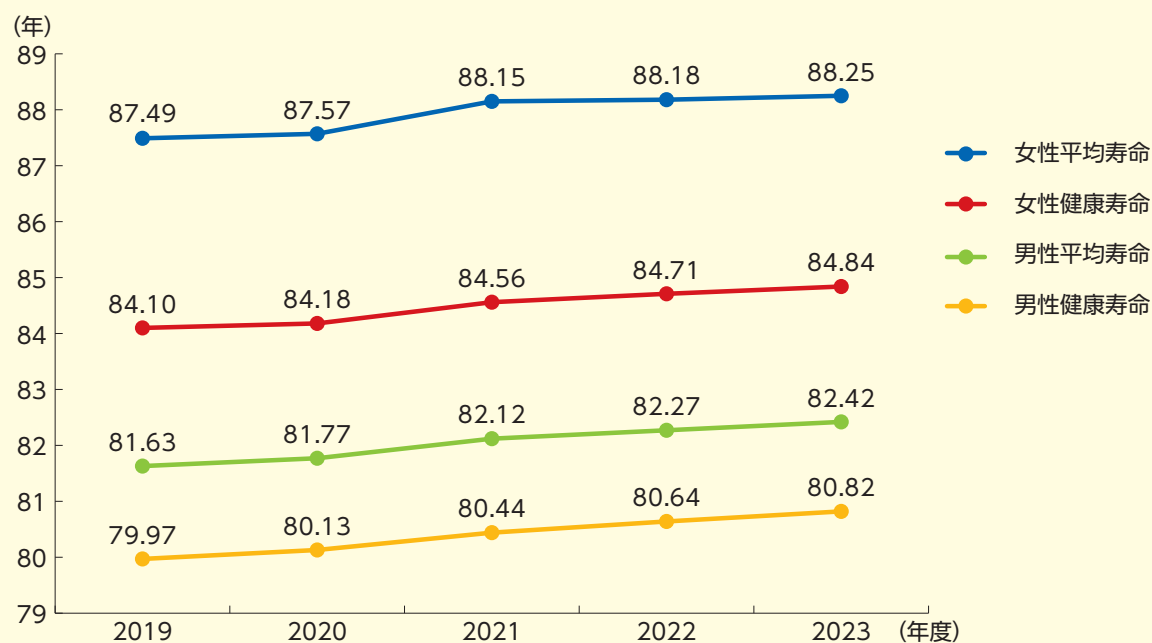
- 1 急速な高齢化の進展や社会生活環境の変化により、がん・心疾患・脳血管疾患・糖尿病等の生活習慣病^{*1}やうつ病等の精神疾患の罹患者が増加しています。
- 2 2022年(令和4年)の本市における三大生活習慣病(がん・心疾患・脳血管疾患)により死亡した人は、全体の43.8%を占めています。
- 3 本市の健康寿命^{*2}は男女ともに年々高くなっていますが、高齢化率を見ると、2035年(令和17年)には32%になると予測されており、要介護者や認知症患者の増加が見込まれます。

▶ 今後の課題

- 1 生活習慣病の発症・重症化予防や介護予防のためには、若い頃から生活習慣病予防に取り組むことが重要です。
- 2 心の健康を維持するためには、正しい知識の普及啓発を行い、悩みやストレス等を相談できるようにすることが重要です。
- 3 市民により身近で、地域の実情にあった保健サービスを提供するためには、個人を取り巻く社会環境の整備やその質の向上を図ることが必要です。
- 4 市民一人ひとりの主体的な取組を支援するためには、保健、医療、福祉、教育及び労働等関係団体が相互に連携を図り、協働して健康づくりの推進に取り組むことが必要です。

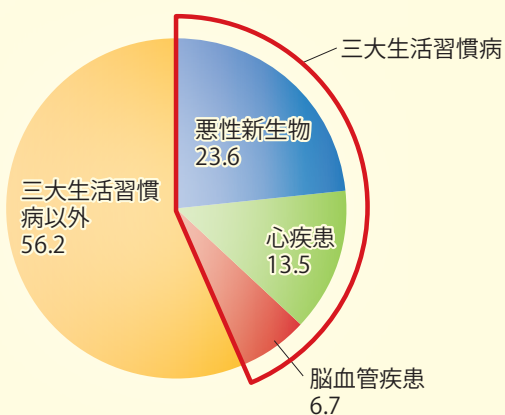
▶ 関連データ

大分市の平均寿命と健康寿命（お達者年齢）



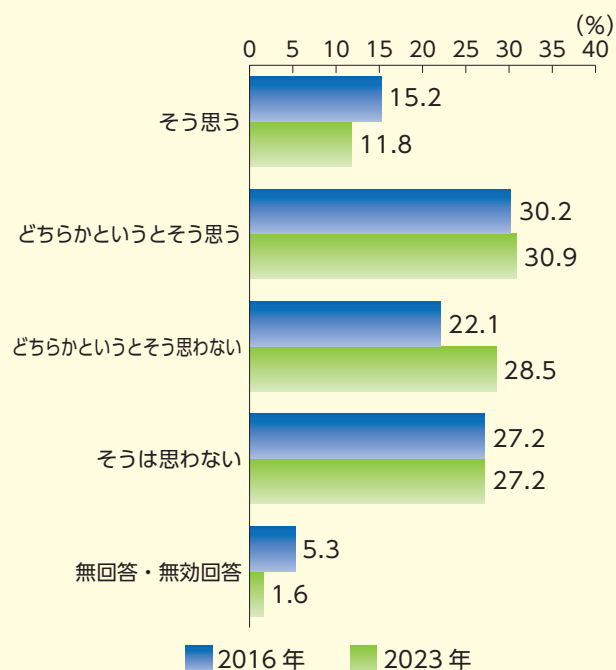
出典：大分県

死因別死亡割合（％）



出典：2022大分市

悩みやストレスを相談したり、助けを求めたりすることのためにためらいを感じる人の割合



出典：こころの健康についての大分市民意識調査

▶ 主な取組

① 健康寿命の延伸に向けた支援

- ・保健・医療・福祉・教育及び労働等関係団体と相互に連携を図りながら協働して健康づくりの推進に取り組み、市民一人ひとりが自らの問題として主体的に健康づくりに取り組める施策を展開します。
- ・健康づくりを支援していくための社会環境の整備^{※3}やその質の向上に努めます。

② 健康づくり活動への支援

- ・健康推進員^{※4}や食生活改善推進員^{※5}、健康づくり運動指導者^{※6}等の地域組織や関係機関との連携・強化を図りながら、食育^{※7}の推進や運動習慣の定着等に取り組むことで、生涯を通じた健康づくりを支援します。
- ・生活習慣病予防対策の推進のため、特に働く世代に対しては全国健康保険協会（協会けんぽ）や医療機関等の関係団体と連携し、健康づくりを支援します。



健康推進員

③ 地域に密着した活動の強化

- ・市民の生活習慣の実態や健康に関するニーズを把握し、すべての市民が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、健康について相談できる窓口の充実を図ります。
- ・地域で開催される高齢者や子育てのサロン、各種団体への健康教育を通して健康づくりを支援します。

④ 健康診査体制の充実

- ・健康診査の受診機会の拡充と検査体制の強化を図ります。
- ・生活習慣の改善が必要な人への保健指導を充実し、生活習慣病の発症予防と重症化予防に努めます。

⑤ 心の健康づくり

- ・精神保健福祉に関する正しい知識の普及・啓発等に取り組み、心の健康の維持向上を図ります。
- ・生きることの包括的支援として、さまざまな分野の関係機関や団体との連携を図り、総合的な自殺対策を推進します。

⑥ 感染症予防のための啓発・情報提供

- ・結核やHIV感染症・エイズ等感染症に対する正しい知識の普及を図り、検査体制や相談体制の充実に努めます。
- ・感染症の発生動向や予防、拡大防止等について、市民への周知に取り組めます。
- ・予防接種法に基づく定期接種について、接種勧奨を行う等により、予防接種の接種率の向上に努めます。

▶ 目標設定

指標名	指標の考え方	現状値	目標値
健康寿命の延伸	①指標の内容 健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間である健康寿命の延伸 ②指標の考え方 健康寿命の延伸が、市民の健やかで心豊かな生活につながるため	男性 健康寿命：80.82年 平均寿命：82.42年 女性 健康寿命：84.84年 平均寿命：88.25年 (2023年度 2018年～2022年の 5年間の平均値)	平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加 (2029年度見込)
自殺死亡率（人口10万人あたりの自殺者数）	①指標の内容 自殺死亡率 (人口10万人あたりの自殺者数) 厚生労働省人口動態統計 ②指標の考え方 「大分市民のこころといのちを守る自殺対策行動計画」の目標値として設定しており、関係機関、団体等と連携・協働して、こころの健康づくりや総合的な自殺対策を推進するため	13.0 (61人) (2023年確定数)	11.6以下 (54人以下) (2029年見込)
MR（麻しん・風しん混合）ワクチンの1期、2期の接種率	①指標の内容 予防接種法上のA類疾病に位置付けられている特に感染力の強い麻しん・風しんに対するワクチンの接種率 ②指標の考え方 国の特定感染症予防指針では「麻しん」「風しん」の接種率95%を目標としている。MRワクチンの積極的な接種勧奨により、他の定期予防接種についても相乗的な接種率の向上が期待できるため	1期：92.9% 2期：93.6% (2023年度実績)	1期：95.0%以上 2期：95.0%以上 (2029年見込)

用語解説

※1 生活習慣病

食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に関与する疾患群（糖尿病・脳血管疾患・心疾患・高血圧症・脂質異常症・肥満症など）。

※2 健康寿命

健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のこと。ここでの健康寿命は、大分県が独自に算出する到達者年齢のことで、介護保険制度による要介護2以上に認定されていなければ健康とみなしている。

※3 社会環境の整備

社会活動への参加や地域とのつながりを持つことができる機会の創出、地域で健康づくりを担う人材の育成と支援、健康な食生活や身体活動・運動を促す環境づくり等、健康に関心の薄い市民を含む幅広い対象に向けた健康づくり。

※4 健康推進員

市民の健康づくりを身近な地域で推進するため、自治会長の推薦を受け、市長から委嘱を受けた市民。地域の関係者や保健師・管理栄養士と連携を図りながら、市民健診受診率向上の取組や、健康づくりに関する知識の普及啓発活動、地域と行政のパイプ役等の役割を担う。1自治区に1人（任期2年間）。

※5 食生活改善推進員

保健所で開催する養成講座を修了した後、食生活の改善や食育の普及啓発活動を行うとともに、保健所が行う各種事業に協力し、地域で食を通じた健康づくりを行うボランティア（愛称ヘルスメイト）。

※6 健康づくり運動指導者

市民健康づくり運動指導者養成講座を受講し、地域で「健康づくり運動教室」やボランティア活動で運動指導を行う。

※7 食育

生きる上での基本であって、教育の3本柱である知育・徳育・体育の基礎となるべきものと位置付けられるとともに、さまざまな経験を通じて、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。（2005（平成17）年7月「食育基本法」施行）

〈施策16〉



第2節 地域医療体制の充実

目指す姿

- ◎ 安心で安定した地域医療体制のもと、一人ひとりが適した医療を受けることができ、市民の健康が保たれている。

▶ 現 状

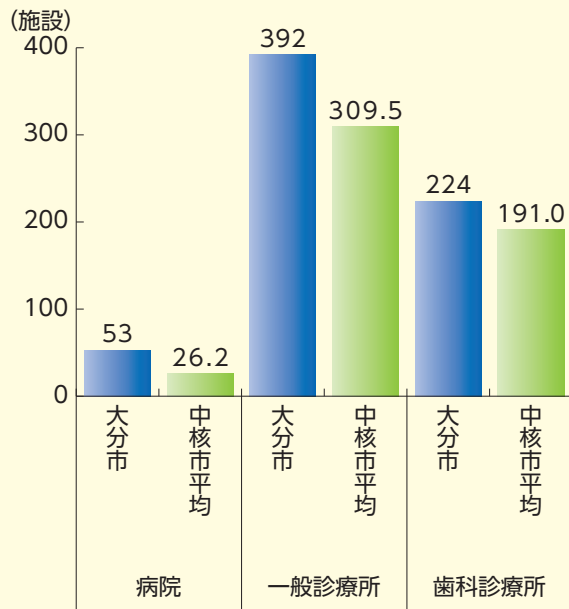
- 1 本市の医療機関の状況について、全国中核市の平均と比較すると、病院数、一般診療所と歯科診療所の数は上回り、一定レベルの医療体制が確保されている状況となっています。
- 2 こころの病を持つ人やがんや高血圧症など生活習慣病の罹患者が増加傾向にあることや高齢化の進展により、医療と介護を必要とする人の増加が見込まれています。
- 3 本市における救急件数は、高齢化の進展や感染症などの影響から年々増加しており、複雑かつ多様化する救急医療に対して、市民の関心やニーズが増大しています。
- 4 激甚化・頻発化する土砂・風水害や地震などとともに、新型コロナウイルスなどの新興感染症の発生など、市民の健康を脅かすさまざまな健康危機が全国的に発生しています。

▶ 今後の課題

- 1 市民の“こころ”と“からだ”の健康を支えるため、誰もがいつでも、どこでも安心して医療サービスが受けられるよう、関係機関との連携を図りながら、地域医療体制を築いていく必要があります。
- 2 医療従事者などの救急医療資源に限りがあるなか、市民が適切な医療を受けられるよう、関係機関と連携を図りながら、より質の高い救急医療体制を構築し、提供することが求められています。
- 3 健康危機事象に対して平時から備えつつ、事象発生時には迅速な対応により、被害を最小限に抑え、市民の生命及び健康を守るため、健康危機管理体制の強化が求められています。

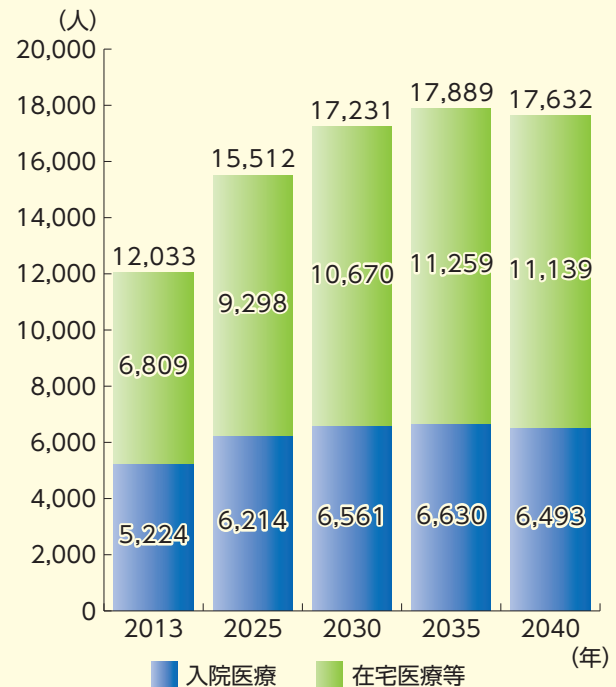
▶ 関連データ

医療施設数



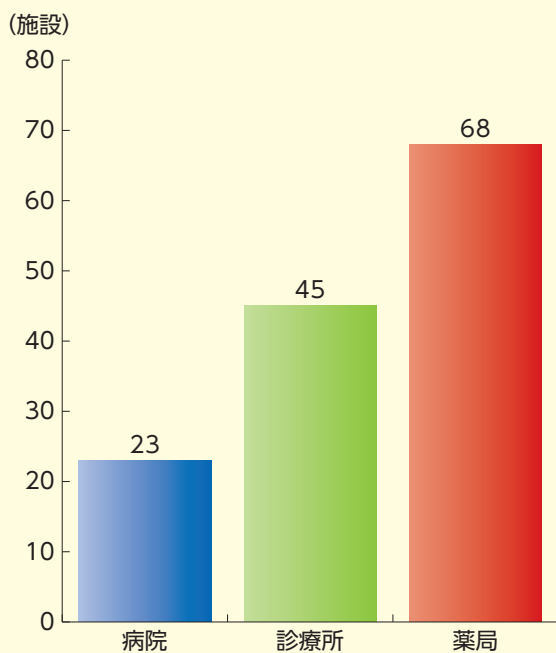
出典：厚生労働省「令和5年医療施設（動態）調査」

医療需要の推計（中部医療圏）



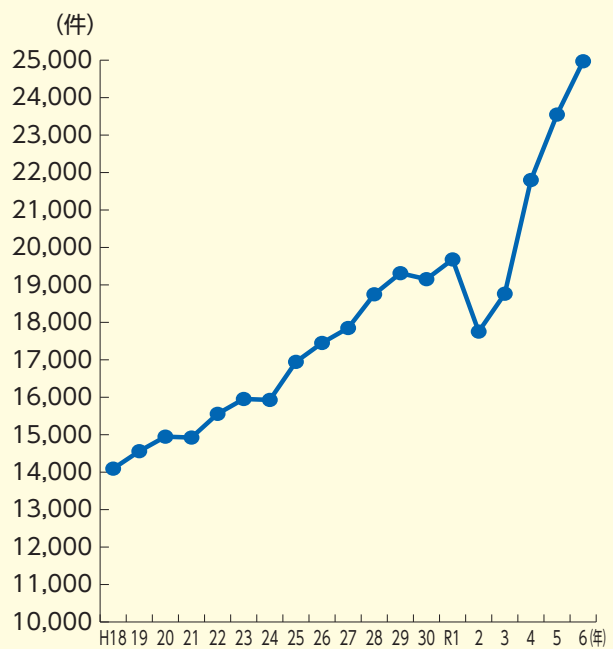
出典：「大分県地域医療構想 第4章 将来における医療需要及び必要病床数（第4節中部医療圏）」（大分県）

おおいた医療ネットワーク参加施設数



出典：大分市

救急件数推移



出典：大分市

▶ 主な取組

① 地域医療体制の整備

- ・ 情報通信技術（ICT）を活用した、地域医療情報ネットワーク^{※1}の取組を推進することで、多職種間の連携強化を図り、適正な医療・介護サービスにつなげるとともに、切れ目のない医療サービスの提供や地域医療体制の総合的な整備を推進します。
- ・ より質の高い医療サービスの提供に向けて、医療現場におけるDXの推進を支援します。
- ・ 市民一人ひとりが適した医療を受けられるよう、かかりつけ医^{※2}を持つことを市民に周知啓発します。
- ・ 看護職の定着を促進するため、看護職の研修会等を実施し、人材育成を図ります。



地域医療情報ネットワークのイメージ

② 在宅医療体制の整備

- ・ できる限り住み慣れた地域で、その人にとって適切な医療サービスが受けられるよう地域包括ケアシステム^{※3}を推進するために関係機関と連携を図り、入退院支援や看護職員同士の連携強化など在宅医療の体制整備を推進します。

③ 救急医療体制の充実

- ・ 初期救急医療体制^{※4}、第二次救急医療体制^{※5}及び第三次救急医療体制^{※6}を、関係機関の協力のもと充実を図ります。
- ・ 関係機関の協力のもと、小児救急医療体制^{※7}の確保を図ります。
- ・ 救急時、市民が適切な医療を受けられるよう、地域の医療機関と連携を図りながら、適正な受診を促すための啓発に努めます。

④ 健康危機管理体制の強化・拡充

- ・ 市民の健康を脅かす自然災害や感染症などのさまざまな健康危機に対し、発生時の対応はもとより、平常時から関係機関と緊密な連携・協力体制を確立するなど発生に備えた準備を強化し、迅速かつ適切な対応が取れる健康危機管理体制の強化・拡充を図ります。

⑤ 感染症のまん延防止策の充実

- ・ 保健所を感染症対策の中核的機関とし、新興・再興感染症^{※8}の発生に備えるとともに、感染症発生時は国や県、医療関係団体などの関係機関と連携し、役割分担を明確にするなかで、迅速かつ的確に対応し、感染症のまん延防止に努めます。

▶ 目標設定

指標名	指標の考え方	現状値	目標値
「安心して必要な医療が受けられる」と感じる市民の割合 (市民意識調査)	①指標の内容 市民意識調査において「安心して必要な医療が受けられる」と感じる市民の割合 ②指標の考え方 医療施設への適切な指導や休日・夜間当番医体制の確保、感染症や災害等の健康危機事象発生時に迅速な対応を行うための取組が、市民一人ひとりの満足度につながっているかどうかを確認するため	62.2% (2024年度実績)	70.0% (2029年度見込)
大分県感染症対策連携協議会への参画数	①指標の内容 大分県感染症対策連携協議会への参画数 ②指標の考え方 関係者における平時からの意思疎通、情報共有、連携を図ることが必要なため	0回 (2025年度開始)	延べ5回 (5年間) (2029年度見込)

関連計画 ▶ 『大分市新型インフルエンザ等対策行動計画』『大分市感染症予防計画』

用語解説

※ 1 地域医療情報ネットワーク

情報通信技術（ICT）を活用した情報共有の手段の一つであり、市民の同意のもと、医療機関等で診療上必要な情報を電子的に共有・閲覧できることを可能とする仕組み。

※ 2 かかりつけ医

身近な地域で日常的な医療を受けたり、健康の相談等ができる医師のこと。

※ 3 地域包括ケアシステム

高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、医療や介護の専門職、地域住民、行政が情報を共有し、連携・協力しながら高齢者の生活を地域ぐるみで支える体制のこと。

※ 4 初期救急医療体制

休日及び夜間における比較的軽症な外来患者に対応する医療体制のこと。

※ 5 第二次救急医療体制

入院治療を必要とする重症救急患者に対応する、高度もしくは専門的な治療を行う医療体制のこと。

※ 6 第三次救急医療体制

特に高度な処置を必要とする重篤な救急患者に対応する医療体制のこと。

※ 7 小児救急医療体制

小児患者を対象にした、初期・第二次・第三次の救急医療体制のこと。

※ 8 新興・再興感染症

新興感染症とは、「過去約20年の間に、それまで明らかにされていなかった病原体に起因した公衆衛生学上問題となるような新たな感染症」を称し、再興感染症とは、「かつて存在した感染症で公衆衛生上ほとんど問題とならなくなっていたが、近年再び増加してきたもの、あるいは将来的に再び問題となる可能性がある感染症」を称する。

〈施策17〉



第3節 清潔で安全な生活環境の確立

目指す姿

- ◎ 食品関係施設^{※1}や生活衛生関係施設^{※2}が適切に管理され、衛生意識が普及しており、安全・安心な生活環境が創出されている。
- ◎ ペットの適切な管理や終生飼養^{※3}が進み、犬・猫の引き取り数等が減少し、人と動物が共生して暮らしている。

▶ 現 状

- 1 食品への異物混入、食品の偽装表示、野菜等の残留農薬の問題に加え、いわゆる「健康食品」に起因する健康被害等、食の安全をゆるがす事態が増えてきており、安心を求める声が高まっています。
- 2 入浴施設や理容所などの生活衛生関係施設では、一定の水準で適正に衛生環境が確保されています。
- 3 一部の飼い主のモラルの欠如により、ペットの糞尿や鳴き声の苦情、動物由来感染症^{※4}の問題が発生しており、衛生的で安全な生活環境の保持に対する市民の関心が高まっています。

▶ 今後の課題

- 1 食品への異物混入防止、食品の適正な表示、野菜等の適正な農薬使用に加え、いわゆる「健康食品」に起因する健康被害の防止のために計画的な監視・指導や効果的な啓発が重要となっています。
- 2 生活衛生関係施設がさらに高い水準で良好な衛生状態を維持できるようにするために、計画的な監視・指導だけでなく施設管理者に対する情報提供が必要となっています。
- 3 ペットの適正な飼養と管理など日常生活における衛生意識の向上を図るために、関係団体との連携や効果的な啓発、飼い主のマナー意識の向上が重要となっています。

▶ 関連データ

食品収去検査結果

項目	年度	2022			2023			2024		
		検体数	検査結果		検体数	検査結果		検体数	検査結果	
			良	不良		良	不良		良	不良
総数		120	112	8	158	153	5	194	185	9
冷凍食品		5	5		6	6		6	5	1
アイスクリーム・氷菓		3	2	1	4	4		4	4	
菓子類		13	10	3	10	8	2	13	11	2
魚介類及びその加工品		18	16	2	20	20		27	27	
肉卵類及びその加工品		27	26	1	32	31	1	42	41	1
穀類及びその加工品					10	9	1	1	1	
野菜類・果物及びその加工品		54	53	1	65	64	1	90	85	5
その他の食品					11	11		11	11	

出典：大分市

食品関係の苦情相談件数

項目	年度	2022		2023		2024	
		件数	%	件数	%	件数	%
総数		90	100.0	99	100.0	120	100.0
腐敗・変敗・カビ等		8	8.9	9	9.1	9	7.5
異物混入		16	17.8	21	21.2	11	9.2
営業施設の衛生		7	7.8	2	2.0	8	6.7
従業員の衛生		4	4.4	5	5.1	5	4.2
騒音・汚水等		0	0	1	1.0	1	0.8
表示		14	15.6	4	4.0	7	5.8
有症苦情		19	21.1	45	45.5	61	50.8
その他		22	24.4	12	12.1	18	15.0

(苦情内容の重複を含む)

出典：大分市

▶ 主な取組

① 食の安全の確保

- ・食品関係施設の監視・指導を計画的に行い、流通食品の安全の確保と不良食品の排除に努めます。
- ・事業者等に対する衛生教育とリスクコミュニケーション^{※5}の活用を推進します。
- ・事業者に対して、HACCP^{※6}に沿った衛生管理の定着を促進します。
- ・食中毒の原因究明や食品の安全を確保するため、検査体制を充実させます。
- ・食の安全に対する正しい知識の普及を促進するため、情報の的確な把握と提供を行います。
- ・市民の食の安全を脅かす食中毒や食品の違反等に対し、発生時の対応はもとより、平常時から国や県などの関係機関と緊密な連携・協力を行うとともに、的確かつ迅速な対応が行えるよう危機管理体制の一層の強化を図ります。

② 生活衛生関係施設・水道施設等の衛生管理

- ・公衆浴場やホテルなどの生活衛生施設や水道施設、民営墓地等における衛生状況の監視・指導を行い、生活環境の保持に努めます。
- ・施設管理者等に対して、施設の衛生管理に必要な情報を提供し、衛生意識の向上と快適な生活環境の保持に努めます。
- ・市営墓地、納骨堂の適正管理に努めます。

③ 動物の愛護と管理

- ・関係団体等と連携を強化し、ペットの適正飼養・終生飼養の啓発、飼い主のマナーの向上を図ります。
- ・人と動物の関係やいのちの尊厳などについての教育プログラムを実施し、人と動物が共生するまちづくりを推進します。
- ・動物由来感染症についての正しい理解を促進し、感染症の発生防止に努めます。
- ・市と県の共同で設置したおおいた動物愛護センターにおいて、人と動物が愛情豊かに安心して暮らせる社会の実現に向けた取組を推進します。



いのちの授業

▶ 目標設定

指標名	指標の考え方	現状値	目標値
「飲食店や理美容所、公衆浴場などの施設が清潔に保たれており、安心して利用できる」と感じる市民の割合 (市民意識調査)	①指標の内容 市民意識調査において「飲食店や理美容所、公衆浴場などの施設が清潔に保たれており、安心して利用できる」と感じる市民の割合 ②指標の考え方 適切な監視・指導や衛生教育等の取組により安全な施設が増加し、市民一人ひとりの安心につながるため	72.6% (2024年度実績)	75.0% (2029年度見込)
「人と動物が共生する社会が実現している」と感じる市民の割合 (市民意識調査)	①指標の内容 市民意識調査において「人と動物が共生する社会が実現している」と感じる市民の割合 ②指標の考え方 ペットの適正飼養・終生飼養の啓発等の取組により飼い主のマナーが向上し、人と動物が共生する社会の実現につながるため	42.1% (2024年度実績)	50.0% (2029年度見込)

関連計画 ▶ 『大分市食品衛生監視指導計画』

用語解説

※ 1 食品関係施設

食品衛生法による飲食店、菓子店、スーパーマーケット、青果店、食品工場等の営業許可・届出施設。

※ 2 生活衛生関係施設

生活衛生関係営業六法（理容師法、美容師法、クリーニング業法、興行場法、旅館業法、公衆浴場法）による理容所、美容所、クリーニング所、興行場、旅館業関係施設、公衆浴場の施設。

※ 3 終生飼養

動物を飼い始めたら、その動物が命を終えるまで適切に飼うこと。動物の愛護及び管理に関する法律第7条第4項において、飼い主の努力義務として規定されている。

※ 4 動物由来感染症

狂犬病、トキソプラズマ症、サルモネラ症、SFTS（重症熱性血小板減少症候群）などの動物から人に感染する病気の総称。

※ 5 リスクコミュニケーション

「食の安全・安心」を確保するため、生産者、流通・販売業者、消費者、研究者及び行政等が情報を共有して、それぞれの立場から意見を出し合い、お互いがともに考え、そのなかで信頼関係を醸成して、リスクを低減する社会的な合意形成を図ること。

※ 6 HACCP

Hazard Analysis Critical Control Pointの略。食品等事業者自らが食中毒菌汚染や異物混入等の危害要因を把握した上で、原材料の入荷から製品の出荷に至る全行程のなかで、それらの危害要因を食品衛生上問題のないレベルにまで除去、または低減させるために、特に重要な工程を管理し、製品の安全性を確保しようとする衛生管理手法。

〈施策18〉



第1節 防災・減災・危機管理体制の確立

目指す姿

- ◎ 市民と行政・防災関係機関が一体となった包括的な防災・減災対策に取り組んでいる。
- ◎ 災害に強いまちづくりに取り組むとともに、復旧・復興が迅速かつ効率的に行える体制が整備されている。

▶ 現 状

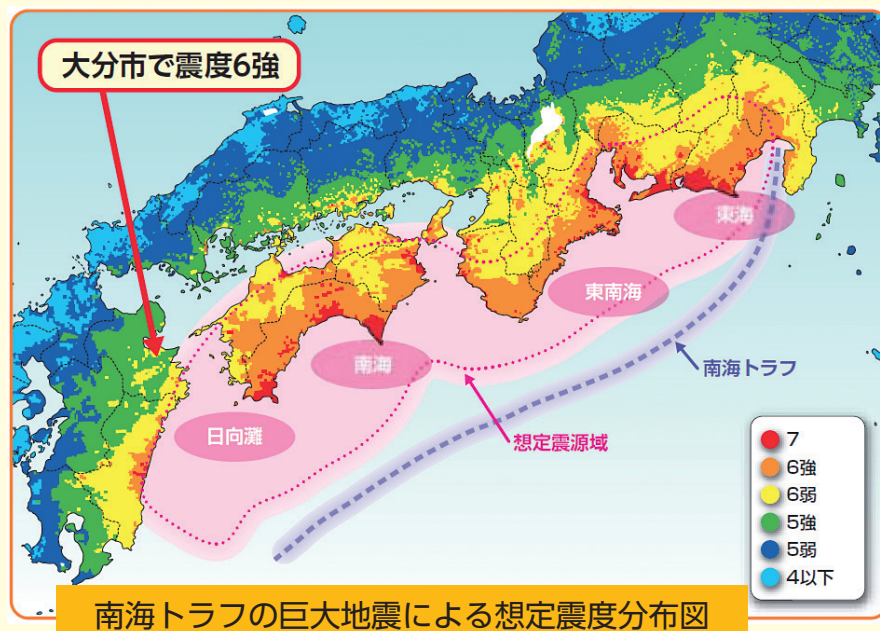
- 1 近年は気候変動の影響などから風水害が頻発化しており、本市においても平成29年台風第18号や令和2年7月豪雨など、甚大な被害をもたらした災害が相次いで発生しています。
- 2 南海トラフを震源とする海溝型地震や中央構造線断層帯などの活断層で発生する地震及びそれらに伴い発生する津波災害により、本市でも甚大な被害の発生が懸念されています。
- 3 テロや弾道ミサイルなどの武力攻撃事態等における市民の保護のための措置や原子力災害の対応など、あらゆる危機事象に対する備えが求められています。

▶ 今後の課題

- 1 災害時の迅速な情報収集・伝達、新たなデジタル技術などの活用、要配慮者※¹へのきめ細かな対応、被災者支援の取組、市民の防災意識の向上や防災活動の活性化など自然災害対策に、より一層の充実が必要です。
- 2 あらゆる不測の事態に対して的確かつ迅速な対応が行えるよう、関係機関との連携・協力の充実による危機管理体制の整備が必要です。

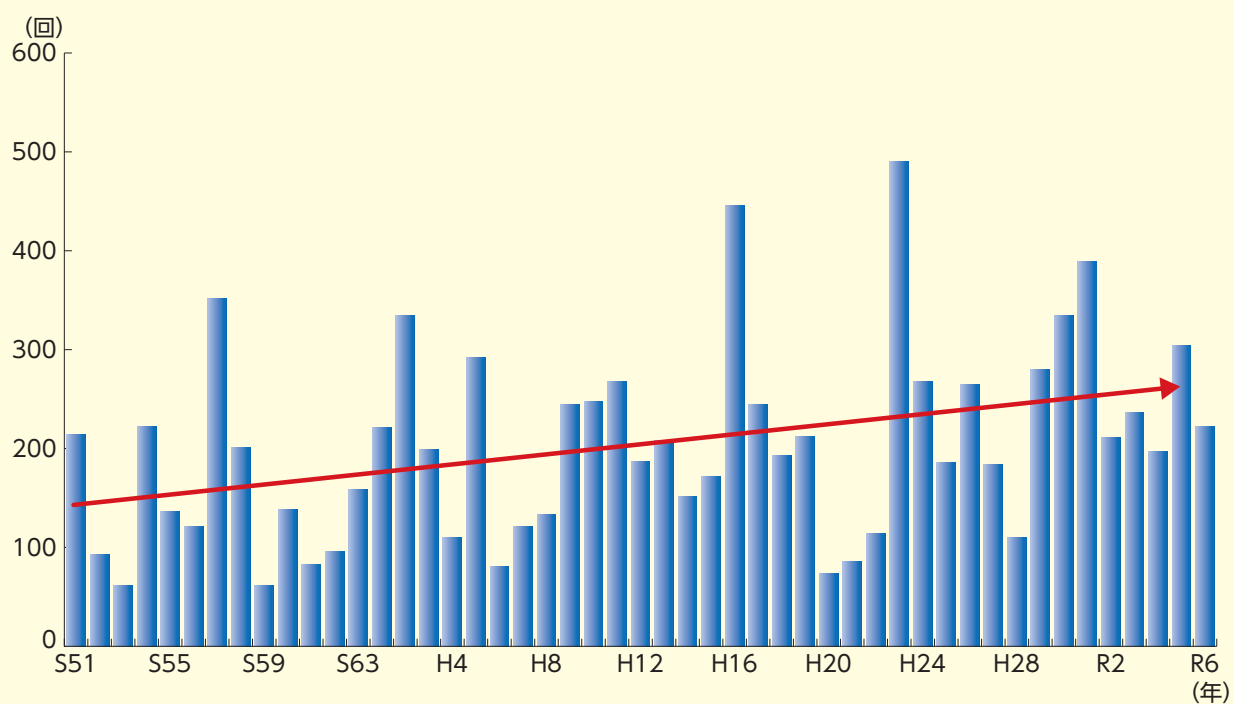
▶ 関連データ

南海トラフの巨大地震による想定震度分布図



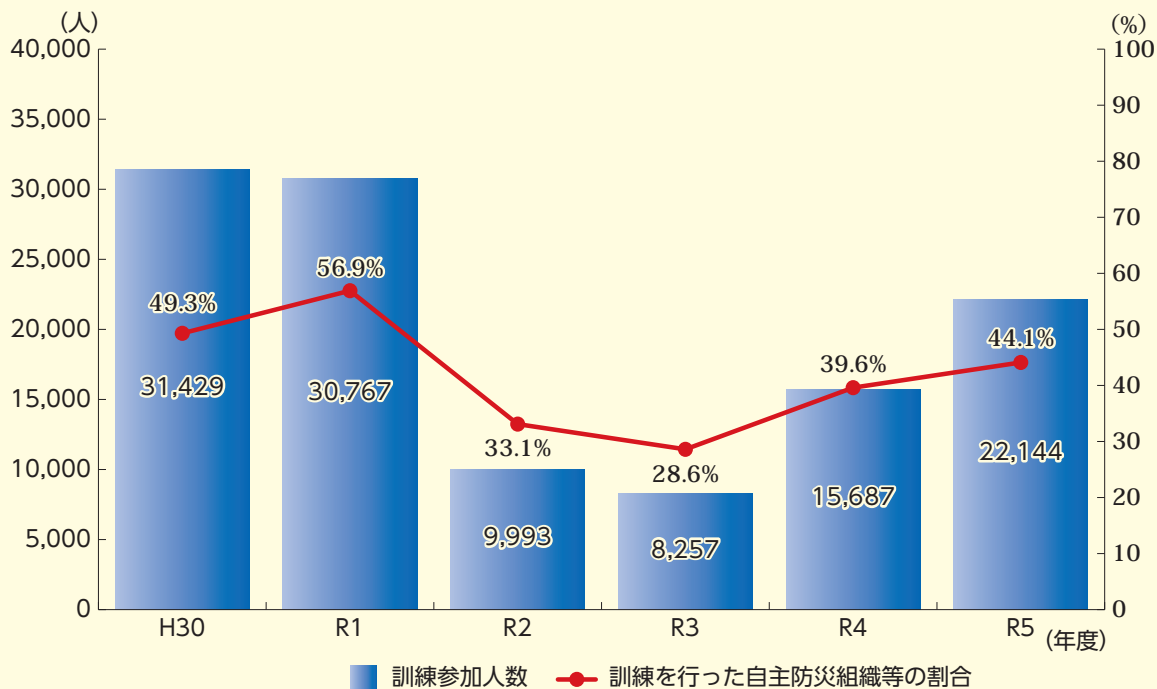
出典：中央防災会議資料

日降水量 200mm 以上の年間発生回数の推移（全国）



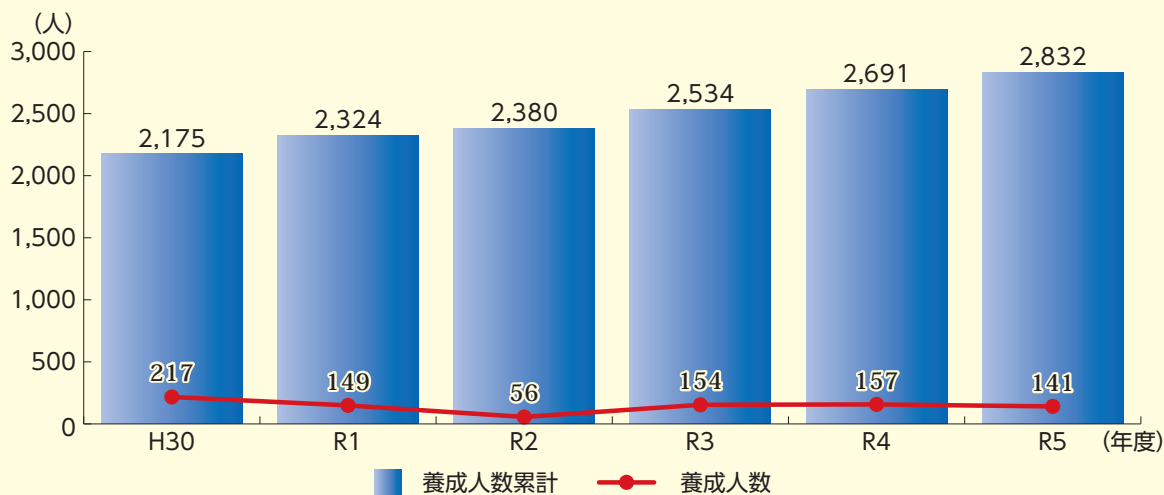
出典：気象庁HP「大雨や猛暑日など（極端現象）のこれまでの変化」より

防災訓練参加者数の推移



出典：大分市

大分市の防災士養成者数の推移防災士認証登録者数の状況（中核市）



中核市（全 62 市中、上位 5 市）における防災士認証登録者数の比較（2024 年 10 月時点）

	1	2	3	4	5	6
	松山市	大分市	高知市	宮崎市	金沢市	中核市平均
防災認証登録者数	10,521	4,566	3,797	2,599	2,372	963
人口	498,806	470,818	313,900	394,448	455,759	359,644
人口に占める防災士の割合	2.1%	1.0%	1.2%	0.7%	0.5%	0.3%

出典：日本防災士機構HP（防災士認証登録者数）、各市HP（人口）

▶ 主な取組

① 地域防災力の向上と官民連携の強化

- ・ 広報誌やメディア等を活用した広報、防災訓練、津波や洪水などの各種ハザードマップやわが家の防災マニュアルの配布を通じて、自助及び共助※²の理念の普及啓発に努めることにより、市民一人ひとりの防災意識の向上を図ります。
- ・ 地域における防災リーダーとなる防災士※³等の育成強化に努めるとともに、防災士間の連携が強化されるよう防災士協議会※⁴の設立の促進や、消防団等の各種団体相互の連携強化に努めます。
- ・ 災害発生時に、こどもたちが自らの命を守る行動がとれるよう防災教育を推進します。
- ・ 地域との連携のもと、避難行動要支援者※⁵の安否確認や避難支援などが行える体制づくりの促進や、災害発生時における要配慮者へのきめ細かな対応に努めます。
- ・ 避難所における生活環境の改善を進めるとともに、市民がいち早く生活を再建することができるよう各種支援制度の周知に努めます。
- ・ 緊急時や災害復旧時の対策が円滑に行えるよう、他の自治体や自衛隊、医療機関等の関係機関やNPO法人等との協力・支援体制の整備・充実に努めるとともに、ボランティア受け入れ体制整備や活動拠点の提供など、ボランティアの活動支援に努めます。
- ・ 災害発生時の応急対策等について協力を得るため、企業・団体等との応援協定の締結に努めます。



わが家の防災マニュアル



防災訓練の様子

② 防災インフラやライフラインの整備・強靱化

- ・効果的な防災対策を図るため、防災拠点となる施設の整備や見直しを進めるとともに、特定建築物^{※6}の耐震化を促進します。
- ・災害対応を想定した訓練の定期的な実施と検証を行い、適宜計画やマニュアルを見直すことにより市職員の災害対応力の向上に努めます。
- ・あらゆる不測の事態に備え、計画的にライフライン施設の耐震化や電線類の地中化を促進します。
- ・被災後、早期に的確な復興まちづくりに着手できるよう、本市における復興課題の整理や体制づくり等を進めます。
- ・非常食等の備蓄や関係機関との応援体制の確立を進めることで応急食料や飲料水、資機材の確保及び更新に努めるとともに、家庭内備蓄の促進に取り組みます。
- ・データ通信を利用した無線機（IP無線）^{※7}や衛星携帯電話を活用することで、迅速かつ確実な災害情報の収集・伝達を図ります。
- ・大分市防災メールや緊急速報メール、大分市同報系防災行政無線^{※8}など多様な情報伝達手段を活用するとともに、民間通信事業者などとの連携を図り、災害・避難情報などを迅速に提供します。

▶ 目標設定

指標名	指標の考え方	現状値	目標値
防災訓練を実施した自主防災組織割合	①指標の内容 自主防災組織全体の内、5年間（R7～R11）で防災活動を行った自主防災組織の割合 ②指標の考え方 災害についての知識を高め、平時から災害について備えてもらうよう、地域における防災活動の活性化を図るため	62.7% (2023年度実績)	100% (2029年度見込)
「家庭内備蓄を行っている」と答えた市民の割合 (市民意識調査)	①指標の内容 市民意識調査において「家庭内備蓄を行っている」と答えた市民の割合 ②指標の考え方 各家庭で災害に対する備えを行い自助の取組を進めることで、災害時の被害軽減や迅速な復旧・復興を図るため	34.0% (2024年度実績)	55.0% (2029年度見込)

関連計画 ▶ 『大分市地域防災計画』『第2期大分市耐震改修促進計画』

用語解説

※ 1 要配慮者

高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、外国人その他の特に配慮を要する人。

※ 2 自助及び共助

自分や家族の安全を自ら守ることを自助、地域や職場などで助け合い、被害の拡大防止や災害予防に努めることを共助という。

また、自治体などの公的機関による救助活動や支援物資の提供などの公的支援を公助という。

大規模災害発生直後は、公的機関も被災しているため、自助、共助、公助の割合は7対2対1になるといわれている。

※ 3 防災士

社会のさまざまな場で防災力を高める活動が期待され、そのための十分な意識と一定の知識・技能を習得したことを日本防災士機構が認証した人。

※ 4 防災士協議会

自主防災組織等で防災活動にあたる防災士が、組織の枠を超えて、情報交換や連携することを目的に原則として校区単位で結成した団体。

※ 5 避難行動要支援者

生活の基盤が自宅にある要配慮者のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する一定の要件（第1種身体障害者手帳、要介護認定3～5など）に該当する人。

※ 6 特定建築物

興行場、百貨店、店舗、事務所、学校、共同住宅等の用に供される相当程度の規模を有し、多数の者が利用する建築物。

※ 7 データ通信を利用した無線機（IP無線）

携帯電話の仕組みを利用した無線システム。大分市では、災害時における行政機関内の通信手段の1つとして整備している。

※ 8 大分市同報系防災行政無線

同報系（同時に複数の相手に通報する無線系統）と呼ばれる、屋外スピーカー等を介して一斉に防災情報や行政情報を伝える無線通信システム。

〈施策19〉

第2節 流域全体※¹の関係者で行う災害対策等の推進

目指す姿

- ◎ 台風や集中豪雨などの自然災害に強い安全・安心なまちづくりを実現するため、減災対策に取り組んでいる。

▶ 現 状

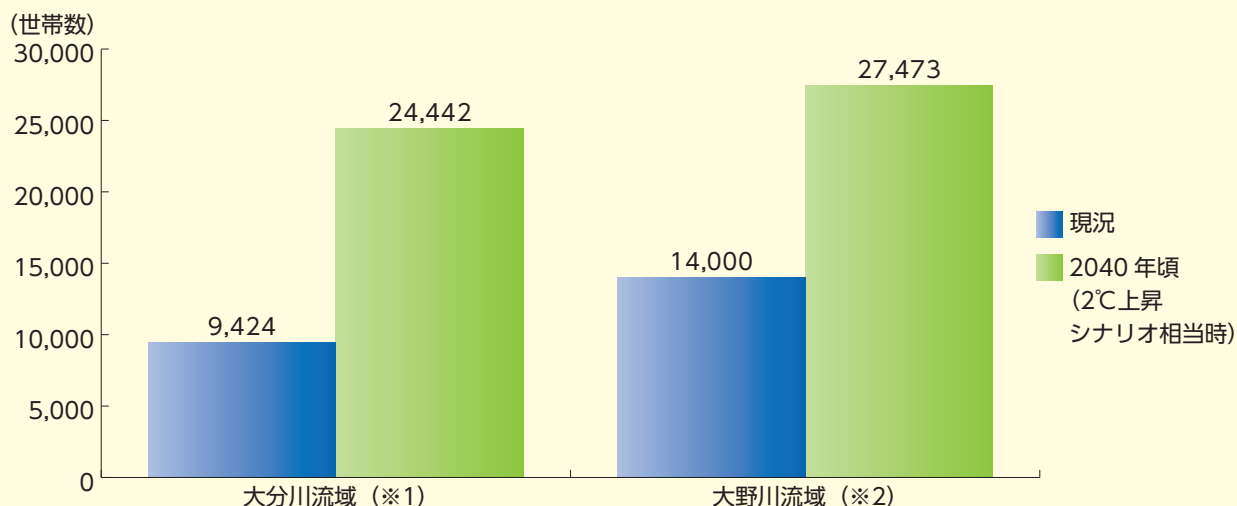
- 1 気候変動に伴い豪雨の発生が頻発化することが予測されているなか、森林や農地の災害防止機能が低下しており、土砂災害や浸水被害が激甚化することが懸念されています。
- 2 市域には、大分川や大野川をはじめとする一級河川※²や二級河川※³、市管理河川、防災重点農業用ため池があり、集中豪雨時、はんらんや決壊等の被害が危惧されています。
- 3 自然災害による被害を軽減するため、より多くの関係機関の取組を充実・強化するとともに、関係機関との情報提供や連携を一層強化することが求められています。

▶ 今後の課題

- 1 市民の生命や財産を守るため、森林や農地等の保全や事前防災対策に取り組むとともに、災害発生時には、人命を優先した避難行動が取れる情報を発信するなど、関係機関と連携した対策が必要です。
- 2 河川の改修や下水道整備に加え、調整池※⁴などによる洪水調整機能の拡充や森林や農地が持つ保水機能の活用などの対策を組み合わせ、流域が一体となった治水対策が必要です。

▶ 関連データ

洪水発生時の浸水想定世帯数

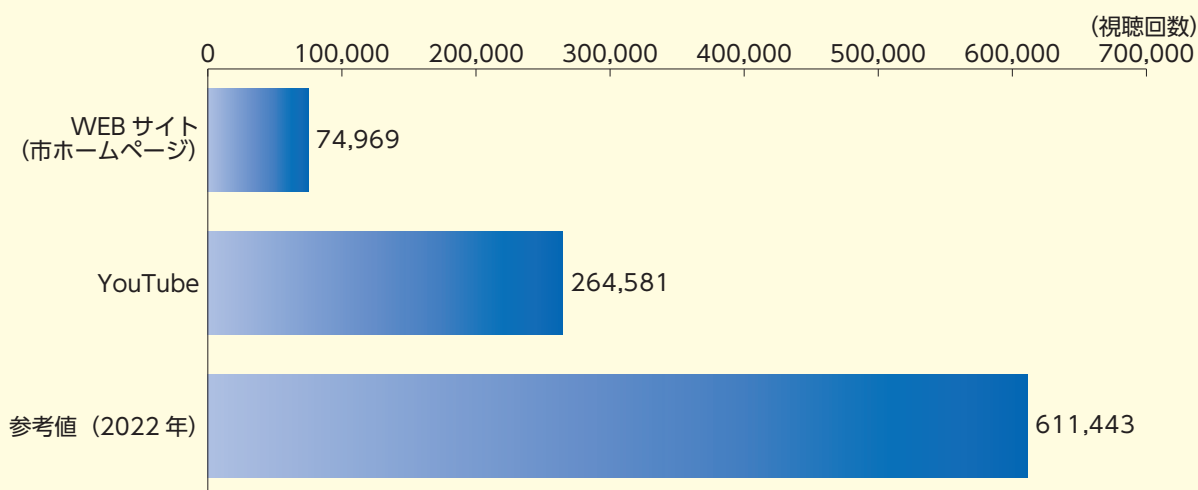


※1：大分川、七瀬川、賀来川の洪水予報区間について、河川整備計画規模及び気候変動考慮後の外力により浸水した場合に想定される浸水想定世帯数

※2：大野川、乙津川、立小野川の洪水予報区間について、河川整備計画規模及び気候変動考慮後の外力により浸水した場合に想定される浸水想定世帯数

参照：大分川水系流域治水プロジェクト2.0、大野川水系流域治水プロジェクト2.0

水害監視カメラ視聴回数（令和4年台風14号時）



※カメラ設置数 26 箇所（当時）の合計視聴回数（9月18日～9月19日の2日間）

※参考値については1年間の合計視聴回数（YouTube）

参照：大分市

▶ 主な取組

① 森林や農地等の保全及び減災対策

- ・大雨による水害を防ぐため、水源かん養^{※5}等の機能を有する森林や農地の保全に努めます。
- ・県や地元関係者と連携を図り、災害時に決壊のおそれのあるため池の改修を促進します。
- ・防災重点農業用ため池が決壊した場合の浸水想定区域^{※6}を周知するため、ハザードマップ^{※7}を活用して情報発信を行い、防災意識の向上に努めます。
- ・廃止ため池^{※8}の活用等について方針を定めることで、流域治水、減災対策に努めます。



洪水・高潮ハザードマップ

② 河川改修・砂防事業等の促進及び減災対策

- ・国、県の管理する河川の護岸整備、河川管理施設の耐震化を促進します。
- ・本市の管理する河川においては、過去の被災状況等を考慮し、効率的な改修を図るとともに、国、県の河川改修計画との調整を図りながら整備等を推進します。
- ・河川流域の土石による被害を防止するため、砂防事業を促進します。
- ・住宅地や森林における土砂崩落を防ぐため、急傾斜地崩壊対策や地すべり対策を促進します。
- ・土石流対策として危険区域の対策事業を促進します。
- ・土砂災害警戒区域^{※9}と浸水想定区域を周知するため、ハザードマップの作成やまちづくり出張教室を行うなどの情報発信をし、防災意識の向上に努めます。
- ・土砂災害特別警戒区域^{※10}における住宅等立地の抑制や既存住宅の安全な構造への改修、移転支援等に努めます。
- ・行政の迅速な防災活動や、市民の早期避難へつなげられるよう、水害監視カメラや水位標示板の周知及び情報発信を行います。

③ 内水^{※11}浸水対策の促進及び減災対策

- ・道路や住宅地などに降った雨水を河川へ放流するため、道路側溝や下水道（雨水管きょ）の整備を推進します。
- ・過去の被害状況を基に雨水排水ポンプ場などを整備するとともに、近年の降雨状況を踏まえた浸水シミュレーションに基づき、その他の浸水対策の検討を行います。
- ・浸水シミュレーションに基づく内水ハザードマップを作成するとともに、浸水想定区域においては、危険の周知や警戒避難体制の整備などの対策を推進します。



ポンプによる雨水排水

▶ 目標設定

指標名	指標の考え方	現状値	目標値
「災害対策の取組がすみ、安心なまちづくりが実現した」と感じる市民の割合 (市民意識調査)	①指標の内容 市民意識調査において「災害対策の取組がすみ、安心なまちづくりが実現した」と感じる市民の割合 ②指標の考え方 この計画を基にした事業を展開することで、流域治水へ貢献し、その事で減災対策の質の向上につながるため	38.5% (2024年度実績)	42.4% (2029年度見込)
大雨が予想される場合の水害監視カメラ映像の視聴者数及び視聴回数	①指標の内容 出水期（6～10月）における水害監視カメラ映像の視聴者数及び視聴回数（YouTube） ②指標の考え方 公開している水害監視カメラのリアルタイム映像を大雨が予想される場合に視聴することで、適切な水防活動や市民の早期避難につながり、減災対策になるため	249人・ 1,143回/日 (令和5年度6～10月平均) (2023年度実績)	増加 (2029年度見込)
雨水排水ポンプ場等の総排水能力	①指標の内容 上下水道局が管理する全ポンプによる雨水排水能力 ②指標の考え方 雨水排水ポンプ場等の排水能力を増強することで、円滑に雨水を排除し、整備地区の浸水被害の低減につながるため	113.6m^3/秒 (2023年度末現在)	125.4m^3/秒 (2029年度見込)

関連計画 ▶ 『大分市国土利用計画』『大分市公共下水道事業基本計画』

用語解説

※1 流域全体

集水域（雨水が河川に流入する地域）、河川区域、はんらん域（河川のはんらんにより浸水が想定される地域）をひとつのまとまりとしてとらえたもの。

※2 一級河川

国土保全上又は国民経済上特に重要な水系（一級水系）に係る河川で国が指定したもの。水系とは水源から河口にいたるまでの本川や支川のまとまりのこと。

※3 二級河川

一級水系以外の水系で公共の利害に重要な関係があるものに係る河川で県が指定したもの。

※4 調整池

開発行為に伴って失われた保水機能を補うため、雨水を一時的に貯めて河川への雨水の流出量を調節することにより洪水被害の発生を防止する施設。

※5 水源かん養

森林の土壌が降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和し、流量を安定させること。

※6 浸水想定区域

洪水、ため池の決壊などにより浸水が想定される区域。洪水の場合は国及び県が区域を指定。ため池の場合は県が区域を指定。

※7 ハザードマップ

今後発生が予測される自然災害について、その被害の範囲や程度、避難場所などを表示した地図。

※8 廃止ため池

受益者がいなくなり、不要になったため池の堤防部分（ため池本体）をカットすることで水が溜まらないようにしたもの。

※9 土砂災害警戒区域

土砂災害が発生した場合に住民等に危険が生じるおそれがあるとして県が指定する区域。

※10 土砂災害特別警戒区域

土砂災害が発生した場合に建築物に損壊が生じ、住民等に著しい危険が生じるおそれがあるとして県が指定する区域。

※11 内水

堤防の内側（住宅側）にある水のこと。内水が大雨などにより河川へ排出ができなくなり、住宅地側へはんらんすることを内水はんらんという。これに対し、堤防の決壊などにより河川の水が住宅地側へはんらんすることを外水はんらんという。

〈施策20〉



第1節 消防・救急体制の充実

目指す姿

- ◎ 積極的に火災予防活動を推進するとともに、消防・救急・救助体制を整備し、迅速で効果的な対応を実現している。
- ◎ 災害による被害を最小限に抑えるため、関係機関と緊密に連携・協力を図り、受援・応援体制を構築している。

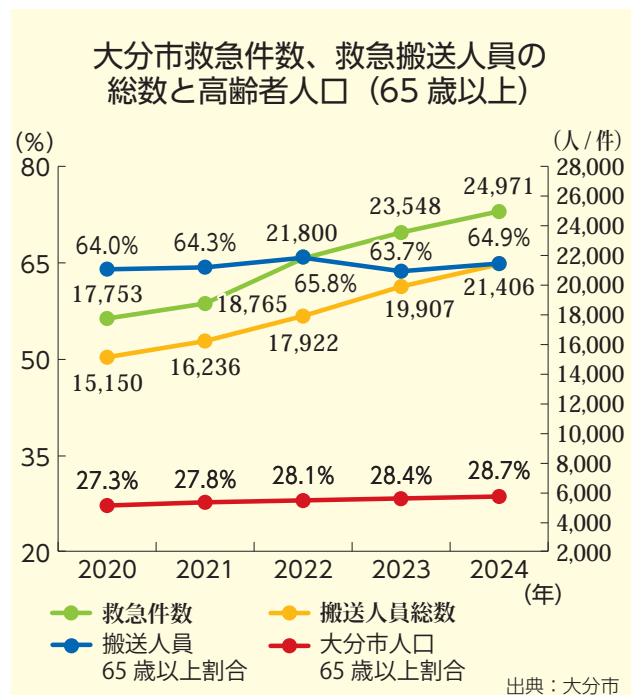
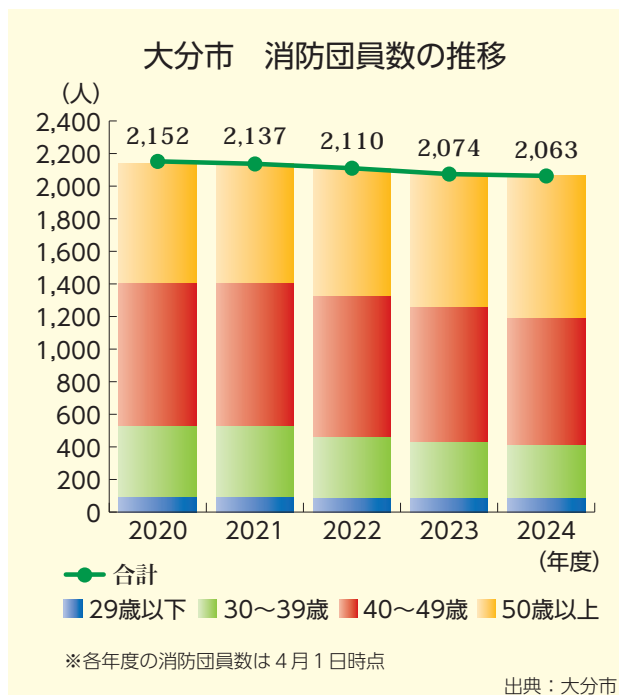
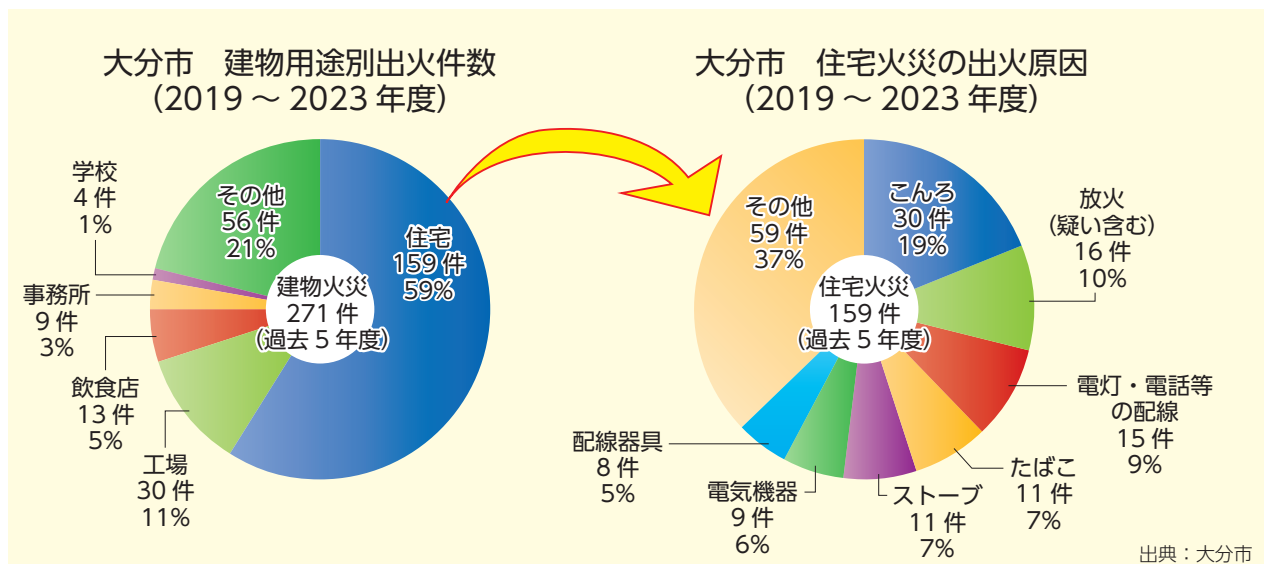
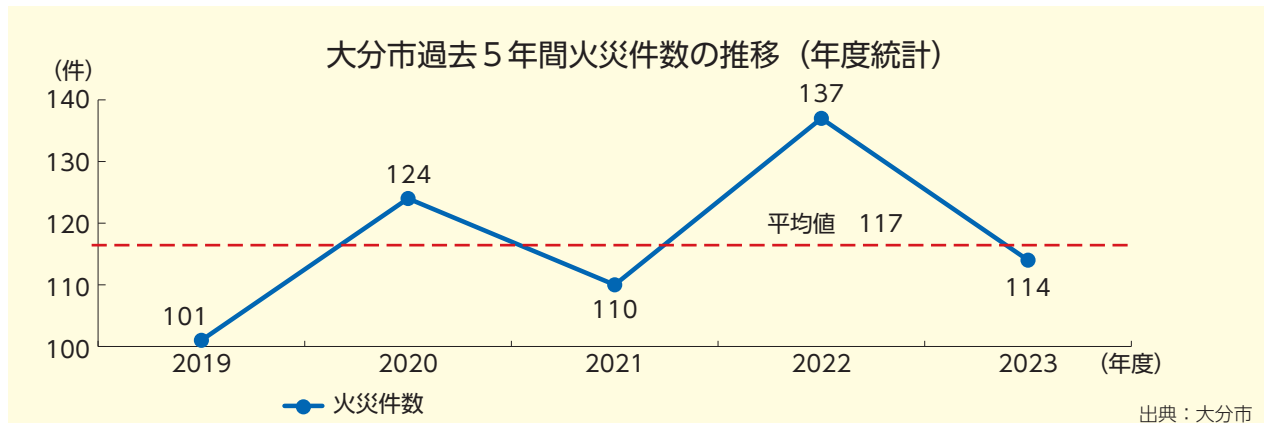
▶ 現 状

- 1 約3日に1件の割合で火災が発生し、市民の生命と財産が損失しており、地域における防火知識の普及活動や火災抑止対策などの啓発活動、火災予防が求められています。
- 2 高齢化の進展、環境の変化や感染症などによる複雑多様化する救急需要により出動件数が年々増加傾向にあり、令和4年は救急件数が過去最高となっています。
- 3 人口減少、少子高齢化の進展により、消防団員の確保が困難な状況となっており、地域の消防防災の担い手不足から、災害時における地域防災力の低下が懸念されています。
- 4 激甚化・頻発化する土砂・風水害や南海トラフを震源とする巨大地震などが発生した場合、広範囲に被害が生じると予想され、消防力が劣勢となるおそれがあります。

▶ 今後の課題

- 1 複雑多様化する救急需要へ適切に対応するため、医療機関や関係機関との緊密な連携・協力を一層推進し、さらなる救急・救助体制の充実を図ることが必要となっています。
- 2 効果的な広報活動により、あらゆる世代に対して消防団への入団を促進するとともに、活動しやすい環境づくりに取り組み、地域防災力の充実・強化を図ることが必要となっています。
- 3 激甚化・頻発化する自然災害などによる被害を最小限に抑えるため、消防力の充実を図り、防災関係機関等との緊密な連携・協力を推進し、さらなる災害対応能力の向上が必要となっています。

▶ 関連データ



▶ 主な取組

① 火災予防の推進

- ・ 幼少年期における防火意識の醸成を図るとともに、消防団や幼年女性防火委員会などと連携して、地域における防火知識の普及啓発に取り組みます。
- ・ 住宅火災の減少を目的とした、防火講話や訓練指導などを継続するとともに、高齢社会に対応した取組を踏まえた住宅用火災警報器の交換及び維持管理について、消防団や幼年女性防火委員会などの関係団体と連携し、積極的な広報に取り組みます。
- ・ 病院や社会福祉施設などの防火対象物及びコンビナート地区内やガソリンスタンドなどの危険物施設の査察を行い、施設の適正管理と防火管理体制の徹底を促進します。
- ・ 出火・事故原因の調査・分析を行い、より効果的な火災抑止対策を推進します。

② 消防体制の充実

- ・ さまざまな災害に対応するため、装備を充実させるとともに、地域の実情を考慮した車両や人員の配置を図ります。
- ・ 災害対応能力のさらなる向上のため、人材育成の推進及び環境の整備・充実を図ります。
- ・ 消防団の充実・強化を図るため、活動しやすい環境づくりや実践的な訓練・研修の促進に努めるとともに、効果的な広報や組織の魅力向上を通じて、多様な世代からの人材確保に努めます。
- ・ 災害情報を迅速かつ的確に収集し、伝達するため、高機能通信指令システムを活用するとともに、多様な情報ツールへ対応できるよう積極的にICTの利用を推進します。
- ・ 災害時の拠点施設である消防庁舎を計画的に整備し、予防保全による適正な維持管理に努めます。
- ・ 安定した消防水利を確保するため、耐震性を有する防火水槽の整備を行います。



指令管制する職員

③ 大規模災害時の体制の充実・強化

- ・ 被災時における緊急消防援助隊等^{*1}の受援体制の充実・強化を図ります。
- ・ 緊急消防援助隊等の応援体制の充実・強化を図ります。

④ 救急救助体制の充実

- ・ 救命効果のさらなる向上を目指し、より高度な救命処置が行える救急救命士の育成やメディカルコントロール体制^{*2}の充実・強化及び資器材の整備を図ります。
- ・ 現場に居合わせた人が適切な応急手当ができるよう、AED（自動体外式除細動器）の使用を含めた応急手当の普及啓発に積極的に取り組みます。
- ・ 救急需要の増加に対応するため、病院救急車等との連携に取り組むとともに、人口動態等を踏まえた救急車の適正な配置及び救急車の適正な利用の啓発に努めます。また、新興感染症に対応するため、資器材を整備し、安定した救急業務の継続に努めます。
- ・ さまざまな救助要請に対応するため、各種訓練の実施や研修会への参加、関係機関との連携訓練などを行うなかで知識及び技術の向上を図り、救助活動対応力を強化します。

▶ 目標設定

指標名	指標の考え方	現状値	目標値
住宅火災件数	①指標の内容 2019～2023年度（令和元年～令和5年度）の5年間で発生した建物火災件数は271件で、そのうち住宅火災件数は159件、58.7%であり、住宅火災件数の減少に取り組む必要があるため ②指標の考え方 2019～2023年度（令和元年～令和5年度）の5年間で発生した住宅火災件数の年平均数32件を現状値とする	32件 (2019～2023年度の5年間の平均値)	32件未満 (2029年度見込)
消防団員数	①指標の内容 2023年度末（令和5年度末）時点の消防団員数を現状値とし、消防団員が活動しやすい環境づくりや効果的な広報を行い、5年後には2,063人以上の消防団員の確保を目標とするもの ②指標の考え方 消防体制の充実及び地域防災力の向上を図るため、現状の消防団員数を維持、または、それ以上を確保することが必要であるため	2,063人 (2023年度実績)	2,063人以上 (2029年度見込)
目の前で倒れた心肺停止傷病者に対して、救急隊到着までに行った応急手当実施率	①指標の内容 目の前で倒れ、心肺停止となった傷病者に対して、その場に居合わせた人が救急隊到着までに応急手当を実施した割合 ②指標の考え方 応急手当の中でも、その場に居合わせた人が行う心肺蘇生は、救命の効果が高いとされているため	82.4% (2023年度実績)	85.0% (2029年度見込)

関連計画 ▶ 『大分市消防団ビジョン』『大分市消防局基本計画』

用語解説

※1 緊急消防援助隊等

緊急消防援助隊、県内応援隊、国際消防救助隊、その他協定に基づく応援隊。

※2 メディカルコントロール体制

救急救命士を含む救急隊員が行う救急活動の質を保证するために、医師による医学的観点からの指示及び指導・助言、事後検証、病院実習等の再教育を充実させていく体制。

〈施策21〉



第2節 交通安全対策の推進

目指す姿

- ◎ 人優先の交通安全の思想普及や環境整備などの交通安全対策が推進されており、安全で快適な交通社会が実現している。

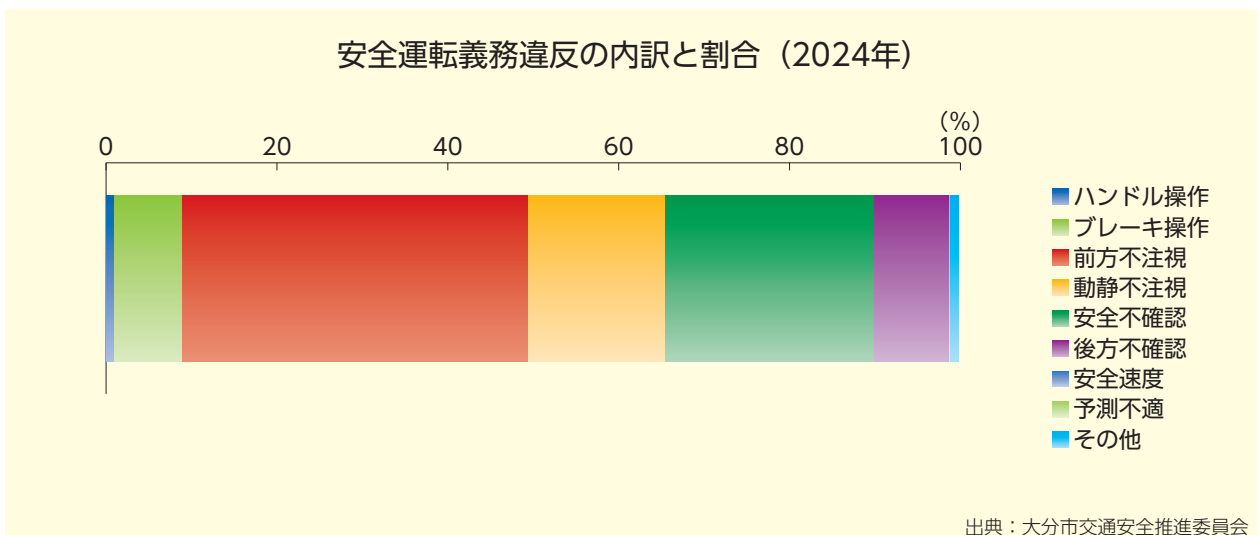
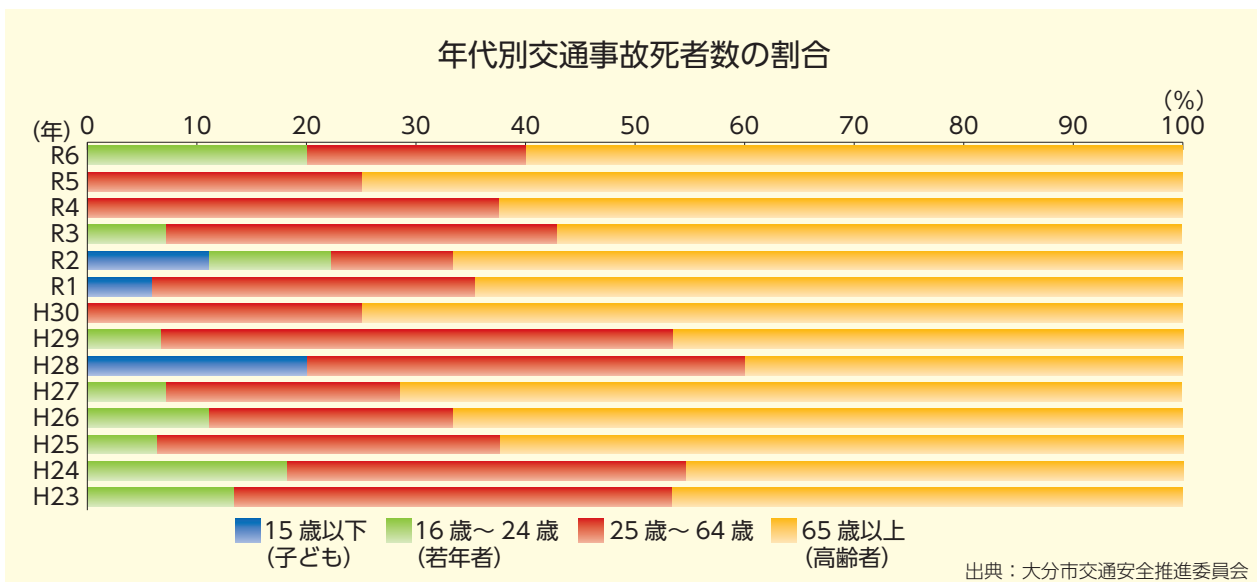
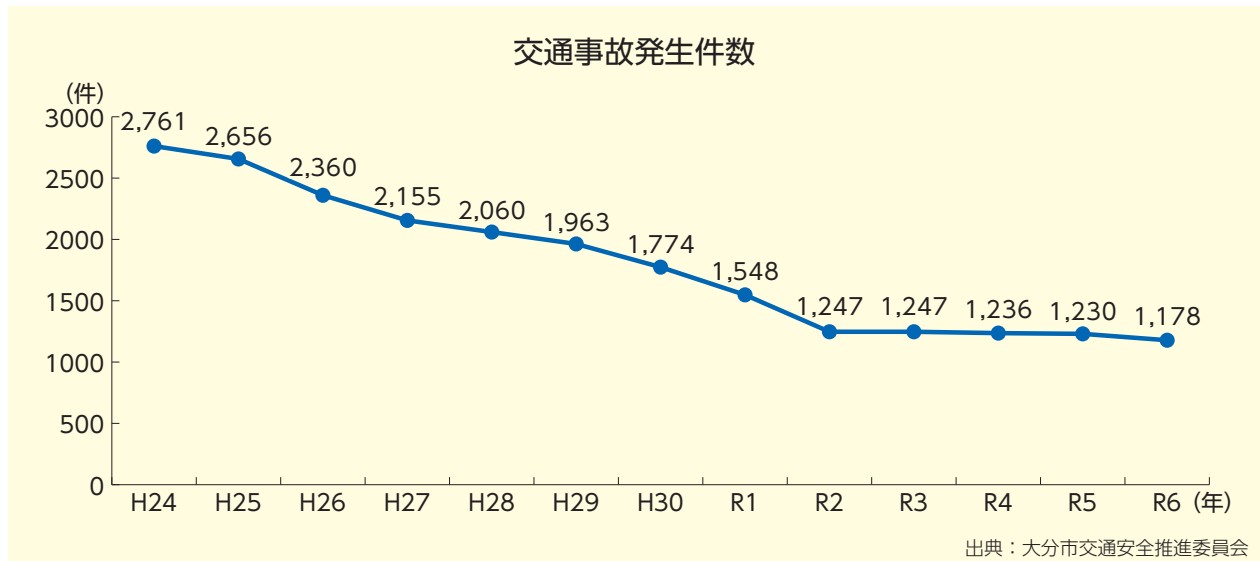
▶ 現 状

- 1 本市においても、交通事故の発生件数は減少傾向であるが、交通事故による死亡者の中で高齢者が高い割合を占めており、歩行者が犠牲となる交通事故が多く発生しています。
- 2 交通事故の発生原因は多岐にわたり、なかでも自動車や自転車等の運転者の前方不注視や安全不確認などの安全運転義務違反によるものが大半を占めています。
- 3 高齢運転者が加害者となる重大交通事故も発生していることに加え、自動車・自転車の運転中や歩行中にスマートフォン等を操作することによる事故も頻発しています。

▶ 今後の課題

- 1 高齢者の交通事故防止を重点に、関係機関・団体や地域との連携を図りながら、市民の理解と協力のもと、広範な交通安全対策を推進していく必要があります。
- 2 今後も、自転車の交通ルールやマナーの啓発に取り組むとともに、電動キックボード等の新たなモビリティ^{※1}への対応も必要です。
- 3 交通事故相談業務などにより、交通事故当事者への支援の充実も必要です。

▶ 関連データ



▶ 主な取組

① 交通安全思想の普及・徹底

- ・ 関係機関・団体などと連携を図り、ながらスマホの防止や横断歩道のマナーアップをはじめ、交通ルールの遵守や交通マナー・モラルの向上を広く呼び掛けるなど、市民総ぐるみの交通安全運動を推進します。
- ・ 小中学生、高校生及び大学生に対する段階的かつ体系的な交通安全教育を行います。
- ・ 老人会や自治会等を通じ、高齢者体験型交通安全教室などを開催し、高齢者の交通安全に対する意識の高揚に努めます。
- ・ 高齢者による交通事故の防止及び公共交通機関の利用促進を図るため、高齢者の運転免許の自主的な返納を促します。
- ・ 交通安全協会や女性ドライバー協議会などの交通安全団体への支援を図り、地域に密着した交通安全活動を推進します。
- ・ 電動キックボード等の新たなモビリティに対する交通ルールの遵守と交通事故の防止に取り組みます。



交通安全思想の普及・啓発（教室）

② 交通安全環境の整備

- ・ 歩行者及び自転車通行の安全確保を図るため、歩道の改良や自転車走行空間の整備などを促進するとともに、放置自転車対策にも取り組みます。
- ・ 安全な通行空間を確保するため、道路状況等に応じて、必要とされる道路改良やカーブミラーなどの整備を図ります。
- ・ 通学路や生活道路、事故多発地点などにおいて、信号機・横断歩道や防護柵などの交通安全施設の整備について関係機関と協力するとともに、道路機能の維持についても、道路利用者との連携により安全で円滑な交通の確保に努めます。

③ 交通事故にあわれた方への支援の充実

- ・ 交通事故相談業務など交通事故にあわれた方への支援の充実に努めます。
- ・ 交通遺児への支援制度などについて、広く市民への周知を図ります。

▶ 目標設定

指標名	指標の考え方	現状値	目標値
年間交通事故発生件数	①指標の内容 年間を通して発生した交通事故の発生件数 ②指標の考え方 関係機関・団体と連携を図り交通安全運動の取組を行った成果が得られるため	1,230件 (2023年度実績)	1,200件以下 (2029年度見込)
年間交通事故死者数及び重傷者数の計	①指標の内容 年間を通して発生した交通事故に伴う死者数及び重傷者数の計 ②指標の考え方 関係機関・団体と連携を図り交通安全運動の取組を行った成果が得られるため	113人 (2023年度実績)	100件以下 (2029年度見込)

関連計画 ▶ 『第11次大分市交通安全計画』

用語解説

※1 モビリティ
「乗り物」「移動手段」のこと。

第3節 犯罪のないまちづくりの推進

目指す姿

- ◎ 市民一人ひとりの防犯意識が高く、行政、地域、関係機関が連携し、犯罪のない安心して暮らせる地域社会が実現している。

▶ 現 状

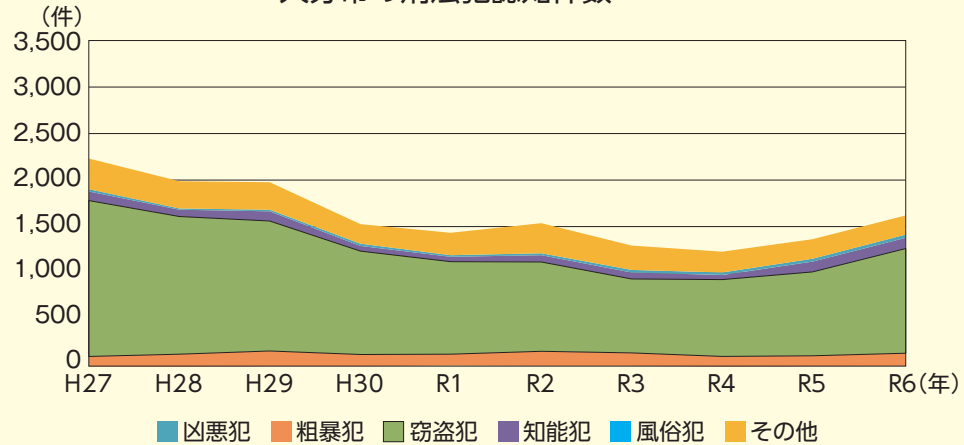
- 1 還付金詐欺や架空請求詐欺など、巧妙化する特殊詐欺^{※1}の被害が増加しています。
- 2 自主防犯パトロールや子ども見守りパトロールなどの防犯活動を実施しています。また、防犯灯及び防犯カメラの設置など、防犯環境の整備も進めています。
- 3 犯罪などにより被害を受けた人やその家族は、経済的負担や二次的被害^{※2}など、さまざまな被害に苦しんでいます。

▶ 今後の課題

- 1 巧妙化する特殊詐欺の被害を未然に防ぐためにも、市民一人ひとりの防犯意識の高揚が求められています。
- 2 すべての市民を犯罪から守るため、市民一人ひとりの防犯意識の高揚と地域に密着した防犯活動の推進、防犯に配慮した環境の整備が求められています。
- 3 犯罪などにより被害を受けた人やその家族への支援及び二次的被害の防止や再犯防止の必要性について、広報及び啓発に努め、市民等の理解を深める必要があります。

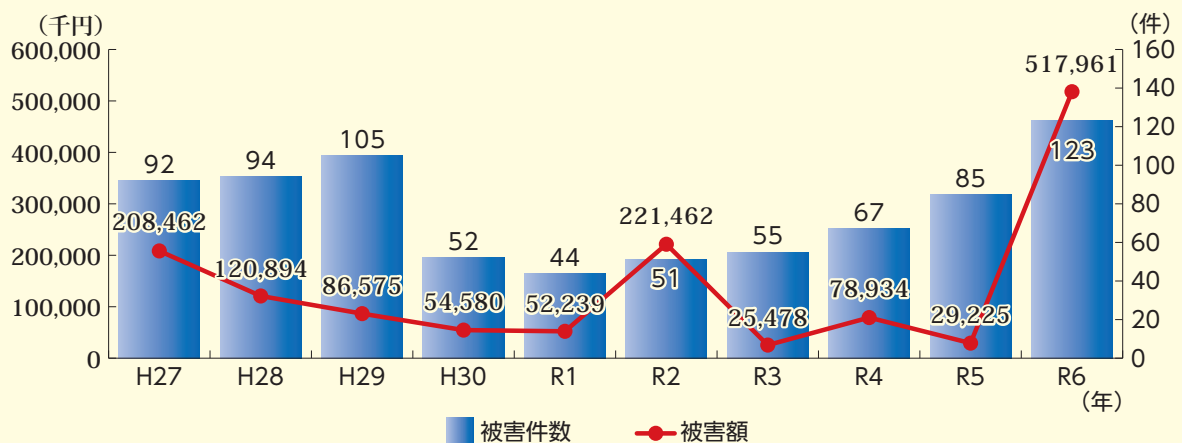
▶ 関連データ

大分市の刑法犯認知件数



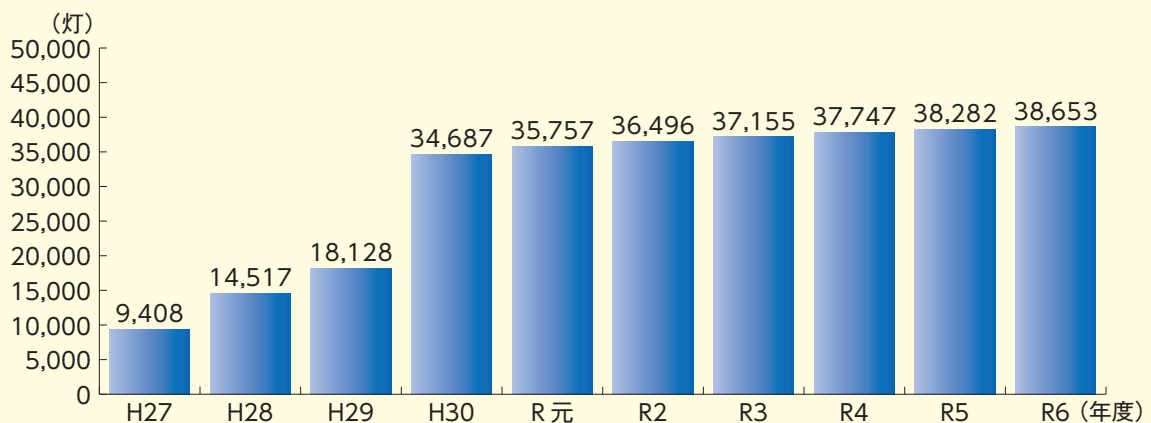
出典：「大分統計年鑑」

大分市の特殊詐欺被害件数・被害額



出典：大分県警察本部生活安全企画課

年度別 LED 防犯灯設置灯数累計



出典：大分市

▶ 主な取組

① 防犯意識の高揚

- ・ 関係機関と連携して広報誌の発行や防犯イベントの開催などによる広報を通じて、市民一人ひとりの防犯意識の高揚を図ります。
- ・ 暴力絶滅運動を推進し、市民の暴力犯罪絶滅及び暴力団排除の気運を高めます。
- ・ 特殊詐欺等の被害を未然に防ぐため、特殊詐欺対策機能付き電話機の購入費補助制度及び啓発活動を推進します。



第42回暴力絶滅おいた市民大会

② 犯罪のないまちづくり

- ・ 自主防犯パトロールやこども見守りパトロール等を所管する関係機関との連携を図りながら、各種防犯活動により地域の連帯意識の強化を図るとともに、地域に密着した活動に努めます。
- ・ 犯罪を誘発するおそれのある場所を解消するため、防犯カメラや防犯灯・街路灯の設置など、防犯環境の整備を行います。
- ・ 闇バイトなどの犯罪に若者を加担させないよう、関係機関と連携して広報及び啓発に努めます。

③ 犯罪被害者等への支援と再犯防止の推進

- ・ 犯罪被害者等が日常生活または社会生活を円滑に営むことができるよう、経済的負担の軽減を図るとともに、関係機関と連携し、再犯防止の推進にも努めます。
- ・ 二次的被害の防止及び犯罪被害者等の支援の必要性について広報及び啓発に努めます。

▶ 目標設定

指標名	指標の考え方	現状値	目標値
刑法犯認知件数	①指標の内容 窃盗犯、粗暴犯、知能犯、風俗犯、凶悪犯、その他などの刑法犯に該当する犯罪の認知件数（毎年1月～12月） ②指標の考え方 犯罪の種類ごとの認知件数を把握でき、犯罪の未然防止対策を講じる指標として利用できるため	1,385件 (2023年度実績)	1,200件以下 (2029年度見込)

関連計画 ▶ 『第2期大分市再犯防止推進計画』

用語解説

※1 特殊詐欺

被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座へ振り込ませるなどの方法により、不特定多数の者から現金等をだましとる犯罪の総称。

※2 二次的被害

犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の無理解や心ない言動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等による精神的な苦痛、身体の不調、私生活の平穏の侵害、経済的な損失等の被害のこと。

〈施策23〉



第4節 健全な消費生活の実現

目指す姿

- ◎ 市民が正しい知識に基づいた消費行動をとり、健全な消費生活を送ることができる地域社会が実現している。

▶ 現 状

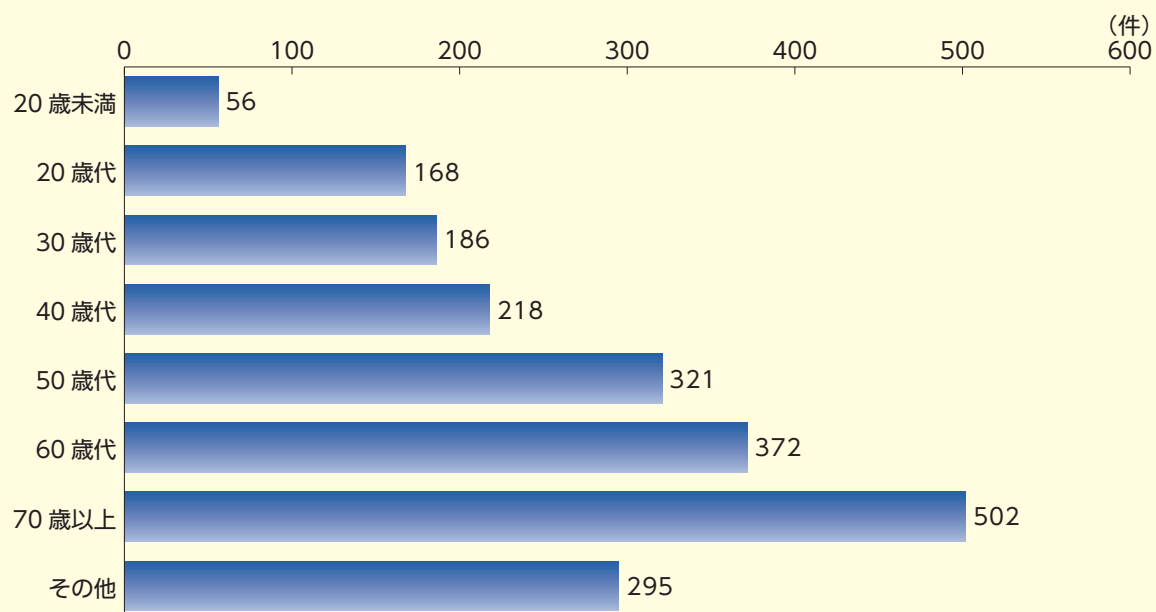
- 1 情報通信技術（ICT）・サービスなどの発展により、利便性が向上する一方で、これまでになかった悪質化・巧妙化した手口による消費者トラブルが多発しており、消費生活相談内容も複雑化、多様化しています。
- 2 高齢者を中心に訪問販売や電話勧誘等による消費者トラブルが依然として増加傾向にあり、また、スマートフォンなどの普及により、若年層がインターネット関連のトラブルに巻き込まれるなど、消費者トラブルの低年齢化が懸念されています。

▶ 今後の課題

- 1 消費者トラブルに巻き込まれやすい高齢者や若年層を中心に、消費者教育や啓発活動などを積極的に行う必要があります。

▶ 関連データ

相談件数の年代別構成（2024年度）



出典：大分市

講座開催状況及び消費生活展参加者数

		2022 年度	2023 年度	2024 年度
消費生活教室	開催回数	19	13	27
	受講者数	268	268	819
小中高生消費生活講座	開催回数	3	5	4
	受講者数	587	808	678
消費生活セミナー等	開催回数	3	3	3
	受講者数	28	28	195
消費生活展	参加者数	719	1,691	874

出典：大分市

▶ 主な取組

① 消費者教育・啓発の推進

- ・ 関係機関と連携するなか、高齢者等への消費生活教室、小中高校生の消費生活教育講座の開催など消費者問題に対する意識の向上やお金に関する知識や判断力（金融リテラシー※¹）の醸成など消費者教育の充実を図ります。
- ・ 刊行物、市報及びホームページによる消費生活に関する適切な情報提供により、賢い消費者としての意識の啓発を行います。
- ・ 消費者団体と協力し、消費者問題に関する市民の意識の高揚を図ります。
- ・ 消費生活セミナー等の啓発講座、消費者団体の行うアンケート調査等を通じて、消費者ニーズを的確に把握し、消費者教育に反映させていきます。
- ・ 若年層から高齢者まで消費者の幅広い相談・苦情に適切かつ迅速に対応するため、関係機関と連携するなか、相談体制の充実を図ります。

② 適正な事業活動の促進

- ・ 消費者が商品の選択を誤ることがないように、商品の表示・広告・計量等の適正化を促進します。
- ・ 安全の確保や被害の救済など消費者の権利を尊重した事業者の適正な事業活動を促進します。

③ 消費者団体活動の促進

- ・ 消費生活上の諸問題への自主的な取組が活発に展開されるよう、消費者団体を支援します。



消費生活展

▶ 目標設定

指標名	指標の考え方	現状値	目標値
消費者啓発講座の受講者数	①指標の内容 市民に対する消費者教育・啓発の推進のために開催する消費啓発講座の受講者数 ②指標の考え方 一人ひとりの市民が、消費者問題に対する意識が向上し、消費者トラブルを未然に防止する適切な判断力を養うためには、消費啓発講座を受講する機会を得ることが大切であるため	2,795人 (2023年度実績)	3,000人 (2029年度見込)

関連計画 ▶ 『大分市消費生活推進プラン』

用語解説

※ 1 金融リテラシー

金融や経済に関する知識や判断力のこと。